

午前10時2分 開会

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第2回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 小山広明君、3番 辻 彌一郎君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月24日から6月30日までの7日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日6月24日から6月30日までの7日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成11年第2回泉南市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただいておりますことに対しまして敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

さて、本議会には、工事請負契約の締結についてなど議案9件と報告案件16件を御提案させていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 次に、日程第3、一般質問

を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、18番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山君。

18番（上山 忠君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、大綱4点8項目にわたって質問に入ります。

今、国会においては、自民、自由、公明の連立において重要な法案が成立し、また成立しようとしています。主権在民の基本的スタンスを忘れず、党利党派に陥らないように真剣に議論してもらいたいものです。

さて、我が泉南市を見てみますと、長引く不況に元気がなく、沈滞ムードに覆われております。今こそ行政、議会、市民が一体となって頑張るときではないでしょうか。

大綱1、行財政改革についてお尋ねいたします。

議会開催のたびに質問していますが、3月の第1回定例会において、定期昇給の凍結、各種手当の見直し等の具体策が示されましたが、その後の進捗状況についてお示ください。

大綱の2点目、水資源の有効利用についてお尋ねします。

信達小学校の体育館が老朽化し、児童の安全確保が難しくなり、今回建てかえとなり、つい先日入札も終わり工事に入られると聞き及んでいますが、雨水の有効利用の観点からお尋ねいたします。体育館の屋根を伝って水路に流れ出る量は、かなりの量となるはずですが、今回建てかえであります。雨水をトイレ及び植栽の散水等に利用することを考えられなかったのですか。

大阪府の水道企業会計では、6年ぶりの赤字となった。今後、値上げの方向で府水道事業懇話会に打診しているとの報道がなされました。本来、飲み水と雑排水と同じものを利用するのがおかしいと思うのですが、今後自然の恵みをいかに利用するか、行政としての考え方をお示ください。

大綱の3点目、オオタカの生息についてお尋ねいたします。

つい先日、大阪府泉南市が計画しているフラワ
ーパーク、つまり農業公園の予定地周辺の山林で、
絶滅の危機にあるオオタカが巣づくりをしている
のが確認され、また繁殖が確認されたとの報道が
なされましたが、市として確認されたのでしょ
うか。

1993年に施行された絶滅のおそれのある野
生動物の種の保存に関する法律でオオタカは国内
希少野生動物に指定され、捕獲が禁止され、国の
レッドデータブックに絶滅危惧 類、つまり絶滅
の危険が増大している種となっています。オオタ
カの繁殖が確認され、巣の中には2羽のひながい
るとのこと。しかし、巣がある場所は、造成が8
割方終わっている農業公園のすぐ近くであります。
また、工事はそのまま計画どおり行われるのでし
ょうか。また、国が建設を進める基幹農道の工事
区域内であるとのこと。市としてどのような対策
をされるのか、お示ください。

大綱の4点目、少子・高齢化についてお尋ねし
ます。

先ほど発表された98年人口動態統計によると、
出生率1.38人で少子化がさらに進んできている
との報道がなされていました。少子化を少しでも
防ぐために、新しい子育て支援策やサービスがで
きつつあります。例えば、保育サポーター、ファ
ミリーサポーターなど労働省や自治体の子育てを
支援し、子育てに奮闘されている母親の力になろ
うとした制度ができてきています。泉南市として
このような制度を考えておられるのか、お示しく
ださい。

また、今行政を一番悩ましている介護保険につ
いてお聞きいたします。

平成12年度の介護制度スタートまでにサービ
スの供給体制は十分であるのか。つまり、介護保
険の実施に当たっては、施設サービスとして特別
養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群が
あり、在宅サービスについては、ホームヘルパー、
ショートステイ、デイサービスなどが整備されて
いる必要がある。そうした介護サービスの基盤は
確保されているのか。

これまでは要介護者に対して、施設がない、予
算がないのでしばらく待ってほしいと言うこ

とができただが、法律が施行されて住民が被保険者
となり保険料を払うようになると、要介護認定者
には必要な給付を行わなければならないという義
務が生じます。したがって、市は必要とする施設
及びホームヘルパー等の基盤を確保しておかなけ
ればなりません、いかがですか、お示ください。

また、現在、本市で介護が適用されている人の
救済は引き続き行われるのか。7段階での認定に
なり、認定基準が厳しくなっているため、要介護
に該当せず自立とか認定のランクが下がって必要
な介護が受けられない場合が想定されますが、現
行の救済措置は続けていかれるのか、お示しくだ
さい。

また、保険料の負担について少なくすべきだが、
1号保険者の本市における保険料は幾らぐらいを
想定されておられるのか、お示ください。厚生
省は当初1人平均月2,500円とはじいていたが、
その後の試算で3,000円弱と修正、全国市長会
での試算調査結果では、461市の単純平均では
2,939円となるとのことですが、いかがになる
と試算されていますか。

また、2号保険者の国民健康保険に加入してい
る人は、国民健康保険税に上乗せして保険料を納
めるが、一般徴収での滞納者の取り扱いについて
どのように考えられているのか、お示ください。

保険料をいかに納めてもらえるか、国民健康保
険税の滞納で運営に支障を来すとして、平成9年
度では一般会計から5億6,900万繰り入れがな
されました。介護保険料が今の国保税に上乗せ
されると、さらに滞納額はふえると予想されます。
市財政は逼迫しており、今以上の一般会計からの
繰り入れは、不可能だと考えます。また、税の公
平性から見てもおかしくなるのでは。

日本経済新聞社が先ほど実施した全国世論調査
では、来年4月の導入予定の介護保険制度につい
て、40歳以上の国民が毎月保険料を徴収される
など、制度の具体的な内容に関して知らないと答
えた人が52.8%に達し、介護保険制度の理解が
進んでないとの報道がされました。本市として、
市民の40歳以上の方にどのように理解してもら
えるのか、どのように周知徹底されようとしてい

るのか、お示してください。

以上、大綱4点にわたって質問をいたしました。理事者側におかれましては、簡潔かつ明快なる答弁をお願いして、壇上での質問を終わります。答弁の内容次第では自席より再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 新しい御質問でございます。オオタカのことにつきまして、私の方から御答弁を申し上げます。

農業公園事業付近地などでオオタカの生息が確認されているということでございます。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種にも指定されております。オオタカが、保護団体の方の調査によりまして、農業公園予定地付近と泉州基幹農道予定地付近の2カ所で確認されております。

まず、確認について本市として確認しているかということですが、泉州基幹農道の部分については、現在の宮の奥の林道のすぐ近くでございますので、確認をいたしております。営巣そのものを確認いたしております。

農業公園付近地については、山間部ということもございますし、余り立ち入るといこともいかがかということで、発見者からいろいろ情報をいただいて、おおむね地域の特定はできておりますが、営巣そのものを直接確認は現在のところいたしておりません。

これまでオオタカの抱卵期等、繁殖活動への影響を考慮して現地への立ち入りも控えてまいったところでございますが、報道にもありましたように、2カ所で確認をされたところでございます。そのうち農業公園整備事業のところにつきましては、調整池、造成工事を平成8年度から実施してまいりましたが、昨年度の平成10年度末までに粗造成がおおむね完了している状況でございます。

そのような中にありまして、オオタカの営巣活動が工事現場近くで確認されておりますので、今後の事業の推進に当たりましては、オオタカの繁殖活動に支障を及ぼさないよう十分に配慮していくことが肝要であるというふうに考えており

ます。

工事現場ではオオタカとの共存に向け、営業期間の工事方法等具体的な対応策について、保護団体の方からアドバイスもいただいております。隣接する花卉団地整備の事業主体であります財団法人大阪府農とみどり環境の整備公社と連携をいたしまして、4月中旬から工事工程、工事場所等の調整をしているところでございます。

報道等によりまして、現在、農業公園のオオタカにつきましては、ひなが3羽7月初めごろの巣立ちに向けて元気に育っているところでございます。私どもの工事における配慮も、一定効果があったのではないかと考えているところでございます。今後の事業推進に当たりましては、引き続き営業期間において、オオタカの繁殖に影響を及ぼさないように大きな工事を控えますとともに、大阪府、専門家等とも十分協議し、対応を検討してまいりたいと考えております。

もう1つの泉州基幹農道予定地付近のオオタカの生息に対する今後の農道事業の見通しについてでございますが、かねてから事業主体であります農用地整備公団に本市といたしましても、オオタカの生態調査の実施と調査結果を踏まえた検討のお願いをまいっております。その結果、けさの新聞報道にもありましたように、この8月から学識経験者にも入っていただきまして、具体的に調査を行うということが発表されました。少し時間がかかりますが、ある一定期間、求愛期から営業期に至ります1年6カ月程度の期間で行うということを考えております。

本市の方の農道整備事業の現地着工というのは、まだ少し先を予定されておりますので、それまでにこの調査を行って、その結果によって今後の進め方、ルート等も含めて検討をまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともオオタカとそれから各種事業とが共存あるいは共生できるような形で進めてまいるといことにいたしておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 上山議員の質問のうち、行財政改革の中で昇給の凍結や給与の見直し

の進捗状況について御答弁を行います。

本市におきましては、現在、事務事業の見直しや行政の簡素化、効率化を進め、歳出の削減を図っておるところでございます。人件費の抑制につきましても、これまでに特別職等の給料の減額や管理職手当の減額、特別職等の期末手当率の引き上げを見送るなど縮減に努めてまいりました。しかしながら、平成10年度の決算が赤字となる等、非常に厳しい財政状況でございます。

つきましては、今後さらに人件費につきましても抑制を進める必要があるために、本年2月に職員の生活を考えればまことに不本意でございますけれども、関係団体に対し定期昇給の12カ月の延伸と特殊勤務手当の一部廃止を含めた見直し、片道50キロ未満の出張の際の日当の廃止の協力を要請したところでございます。

また、協議の進捗状況でございますけれども、先日も関係団体に本市財政状況が極度に悪化し、今後しばらくの間は財政状況が好転する兆しが無いことを説明し、人件費抑制に理解と協力を要請したところであり、今後も引き続き協議を重ねまして、この問題の解決につきまして努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 水資源の有効利用についてお答え申し上げます。

信達小学校の体育館の改築工事につきましては、設計の段階におきまして盛り込むべき施策として、障害者対策、地域コミュニティ、省資源等を重視して設計を進めるべきではないかと検討を行いましたが、すべてを盛り込んでの計画は総事業費が高額となるため、現在の財政状況等を考慮した結果、障害者対策をした学校体育館と位置づけ、事業の開始に至りました。

このため、今回の御質問の対策は残念ながら行われておりませんが、今後は、このような大規模事業を行う際には、なるべく実施できるよう考えていきたいと存じております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、私の方から上山議員御質問の少子・高齢

化の問題について御答弁申し上げます。

まず、子育て支援についてでございます。議員御質問の保育サポーターあるいはファミリーサポーター、こういったところの施策について、今どのように市として考えているかという御質問だったかと思えます。

我が国の合計特殊出生率、これは一生の間に女性が子供を産むといったその率ですが、それが年々低下傾向にありまして、人口維持に必要な2.08を大きく下回り、平成9年度では1.39となっております。少子化が進むと、福祉や教育、年金、医療、雇用、労働などさまざまな分野に大きな影響が考えられ、社会の活力も低下するのではないかと懸念されております。

少子化への対応といたしまして、国ではエンゼルプランを策定し、子育てと仕事の両立支援などの施策を打ち出しており、自治体においてもさまざまな取り組みがなされております。本市におきましても、子育て支援事業の一環として、公立保育所全部で今年度より所庭開放を実施し、6月には各保育所とも15から20組の親子に利用していただきました。

また、児童福祉課を事務局とする子ども関係機関連絡会議では、毎年子育てフォーラムを実施するなど各種事業に取り組んでおります。このほかにも尾崎保健所、家庭児童相談室等と連携した赤ちゃん教室など、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業も実施しております。

議員御質問の保育サポーターあるいはファミリーサポートセンター事業でございますが、この制度は市町村が育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者から成る会員組織を設立し、その会員が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援するといったものであります。保育需要の多様化に対応すべく制度化されたものであり、今後の子育て支援策の一環として、その推進が図られるものと考えております。

現在のところ、この施策につきましては実施しておりませんが、制度の内容、他市の実施状況などを勘案しながら、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。これからも安心して子供を産み育てることのできる環境を整備するために、

さまざまな施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

続きまして、介護保険の御質問でございますが、まず平成12年度の介護制度がスタートするまでにサービスの供給体制が十分に提供されるかどうかということでございます。

この供給体制につきましては、現在、策定作業を進めております泉南市介護保険事業計画の中で、現状の介護サービス供給量の把握と、平成16年度を目標年とする介護サービス基盤整備等の目標値を設定してまいりたいと考えております。

なお、平成12年度の供給体制につきましては、現在介護サービス事業者の意向調査を行うべく準備を進めておまして、その調査結果に基づいて、介護保険制度スタート時におけるサービス供給量の把握並びに介護サービス事業者の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、現在本市で介護が適用されている人の救済は、引き続き行われるかという御質問だったと思います。

現在の介護サービス受給者についてでございますが、介護保険制度に移行いたしますと、要介護認定審査で自立と判定された方々につきましては、介護保険制度による介護サービスが提供されないと、このようになります。昨年のモデル事業におきましても、在宅サービス受給者のうち数名の方々が自立と判定されておりまして、それらの方々に対する来年4月の制度施行時の対応は、大きな課題であると我々認識しております。その対応につきましては、今後さらに検討を加えてまいりたいと思ひますが、現状の福祉サービスを低下させないというような形で今後努めてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、1号被保険者の保険料の試算についての御質問に対して御答弁申し上げます。

第1号被保険者の保険料の試算につきましては、先ごろ大阪府の市町村介護保険担当課長会議が開催された折に、介護保険事業計画におけるサービス量の見込み等の算出手順及び第1号保険料の推計のためのワークシートが示されたところでございます。

現在、これらのワークシートに基づき保険料等の算出作業を進めておりますが、中間的な見込みとして3,500円程度の試算額となっております。ただ、これはあくまで現時点での試算数値でございます。介護サービス基盤整備率や利用希望率あるいは供給率等の精査を現在行っているところでございます。なお、介護報酬の単価など保険料算定に必要な項目がすべて決まった段階で、最終的な保険料として議会の方にお諮りしたいと、このように考えております。

続きまして、介護保険導入後の国保税の滞納対策について御答弁申し上げます。

介護保険制度の創設に伴いまして、国保保険者は新たに介護納付金を納付する義務を負うことになり、この納付に要する費用については、第2号被保険者から徴収する保険税で賄うこととなります。議員御指摘のとおり、現状においても国保税につきましては、保険税を滞納する方々が多く存在しておりまして、被保険者の負担の公平化と国保財政の安定化のためには、これらの滞納者の方々から保険税を確保することが重要な課題となっております。

そのため、保険税の収納率アップと滞納者対策に努めているところでありまして、現状の国保制度においても滞納者対策に苦慮している状況であります。介護保険の保険料負担が加わることによりまして、国保財政の運営はさらに厳しくなると、このように考えられておりますが、事業運営者としていたしまして、この厳しい現状を踏まえて、今後はさらに保険税確保のために、よりよい方策と滞納者対策を強化し、健全な国保運営に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、この介護保険制度の実施に向けての周知の方法でございますけれども、一般的には広報紙等で周知してまいりますが、現在既にサービスを受給されておられる方につきましては、市のホームヘルパーや訪問看護ステーションの訪問看護婦、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に要介護者に対して周知徹底をお願ひし、準備認定審査期間中に漏れのないように対処してまいりたいと考えております。

また、そのほかにもこの周知の方法につきましては考えておまして、本年8月21日には介護保険制度について市民の理解を深めるため、市主催の講演会の開催を予定しております。その他各種団体の出席要請にも今後おこたえしていきたいと、このように思っております。そうした事柄で今後介護保険制度のPRに努めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長(藪野 勤君) 上山君。

18番(上山 忠君) それでは、順を追ってまた再質問させていただきます。

最初に行財政改革についてですけども、つい先日、中期的財政展望案というものをもらいました。中身を読みますと、財政が厳しいということで土壇場のところまで来ているよということで、それぞれ5年間をかけてこういうふうにしたいということがこの中に記載されております。赤字の方もかなりの金額になるということで、やるべきことはきちりやっていくというふうなことが示されているわけですけども、この諸手当とか、それから昇給の延伸等については、まだ3月からですから三月ぐらいしか日にちはたっていないんですけども、やはりこういうやつは、鉄は熱いうちに打てということわざもございしますが、交渉事なるべく早くやるのがスムーズに進むと思えますんで、その辺余り時間を要せず、実際やるのは来年の4月からということになりますけども、なるべく早く交渉事はやった方が僕はいいんじゃないかと思えますんで、その辺よろしくお願いいたします。

それと、手当の中で今条例集の中を見ますと、39手当があると思うんですけども、その中で見直しがされたのが窓口手当の廃止ということで、ほかのところには手がついてないわけですけども、先ほどの答弁によりますと、これらについても鋭意見直しをしていくという御答弁があったんですけども、その中で1つお聞きしたいんですけども、諸手当の中で企業手当、それから下水道事業事務従事者手当というやつがあるんですけども、これはどういう位置づけのもとで手当として支払っているのか、ちょっと教えていただけます

か。

議長(藪野 勤君) 中谷市長公室長。

市長公室長(中谷 弘君) 上山議員の再質問でございますけれども、手当の項目の中で、39項目があるというふうに言われておられます。その中で、企業手当並びに下水道事務従事者手当でございますけれども、その所管部に属する職員について手当を支給するという形の手当でございます。

それと、今回特殊勤務手当についての見直しということで、私ども関係団体に協議を申し入れているわけでございますけれども、この特殊勤務手当につきましては、昭和49年から創設されて、逐次改正等行ってきております。経年変化もございします。

そのような中で、今回財政状況が悪いということも1つの問題でございますけれども、経年変化の中で特殊性があるかどうか、または特殊性が薄れてきているかどうか、または全員に一時的に支給しているかどうかとか、給料表の関係で考慮されているかどうかとか、適正な単価になっているかどうかと、その辺のチェックポイントで精査した中で今後協議をして、見直すべきものは見直していくという形で取り組みたいというふうにご考えております。

議長(藪野 勤君) 上山君。

18番(上山 忠君) 先ほどの企業手当と下水道事業事務従事者手当のことをちょっと答弁されたんですけども、その部署に行った人すべてが対象となって支払われてる手当だと理解してよろしいんですか。

議長(藪野 勤君) 中谷市長公室長。

市長公室長(中谷 弘君) 特殊勤務手当に関する条例の別表の中では、下水道事業事務従事者手当ということで、内容として下水道部に所属する職員という形になっておりますから、対象はその部に所属された職員という形になると思えます。

議長(藪野 勤君) 上山君。

18番(上山 忠君) ならば、この手当というのは幾ら支払われておるんですか。

議長(藪野 勤君) 中谷市長公室長。

市長公室長(中谷 弘君) 先ほど申しました下水道の職員につきましては、月額3,700円で

ざいます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） その部署に異動で行った人が月額3,700円すべての人に当たると、ほかの職員の方には当たらないと。えらい不公平な制度になってると思うんですけども、手当と言うからには、その仕事に従事している人に当たる手当が本来の手当のあり方じゃないかと思うわけですけども、その部署に行ったらその部署に所属する人すべてにこの手当が当たるとするのは、どうも納得いかんのですけども、その辺どういうふうに考えておられますか。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） ですから、先ほど再質問の1回目の中で御答弁申し上げましたけれども、見直しのチェックポイントの中で、所属により一律的に支給されているものがあるかどうかとか、それが適当かどうかということにつきましても、チェックポイントとしてチェックをかけた中で協議していくということでございます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） この行財政改革については、もう3年ほど前からいろんな施策をやってきた中でやってきておるのですけども、実際的にはやはり103.5という数字が物語っているように、余り実効性が上がっていないんで、やはり実際的に実効的に数字が下がって初めてやれたというふうになると思うんで、今後の中期の展望を見ますと、5カ年をかけてやるというふうな形になっておるのですけども、5年待てるんかということもありますんで、できることはどんどんとやっていただきたいと考えておりますんで、その辺よろしくお願いたします。

続いて、水資源の有効利用ですけども、設計時に3点ほど考えておったと。障害者対策、地域対策、それから雨水対策等を考えておったけども、費用の点で障害者対策だけしかできなかったということの答弁があったわけですけども、今なぜ私がこのような質問をしとるかというのは、やはりこの水資源は無尽ではありませんわね。それなりのあれがあると思うんですわ。

それと、特にこの水道水に対しては、先ほど言

いましたように、大阪府の方はきのうの新聞報道によりますと、値上げの必要があるということで、1立米当たり15円ぐらいの値上げが必要になってきてるといふような報道がされとるんですけども、それも来年度の4月1日から実施したいといふような報道があったわけです。大阪府が値上げすると自然的に泉南市も、今の水道会計から見るとどのくらいまで耐えられるかということがあるんですけども、今泉南市の水道水のあれは、府水道が64%、自己水が36%ということで府水道にかなり頼っているわけですけども、そういう観点から見たときに、やはり今回の場合は新設の設備で建築でありますし、最初から計画をしておけばやりやすい。後でやることと新築のときにやることのコストの比較をすると、やはり新築のときにやるべきじゃないかと私は考えるわけですけども、お金がないからやめたというのでは、余りにも策がなさ過ぎるんじゃないかなと思うわけです。

今後、市の公共施設等においているんな改築等がなされる場合、こういうふうな考え方が取り入れられていくんかどうか、その辺のそこをお聞かせください。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 雨水利用というのは、大切な水資源の1つだといふふうに思います。この利用の仕方には幾つかありまして、1つは、今おっしゃってるのは利用型だといふふうに思いますね。雨水を例えば散水とかかん水に利用しようという利用型。それから、地下水に浸透させていわゆる洪水調節とか、あるいは地下水の保存をするというやり方ですね。幾つかあるかといふふうに思います。

ですから、そういう建物の屋根に降った水を再利用するやり方もありましょし、また最近行われてる透水性舗装ですね、下へ浸透させるというやり方。それから地下浸透式雨水升、全部流すんじゃなくて徐々に浸透させるというやり方もありますので、今後、御指摘ありましたようなことについては、我々の方も総合的に、これは資源の有効利用にもつながりますし、ある意味では地球環境という面にも配慮する施策でございますので、御指摘いただいた点も含めて、今後いろんな形で

利用できるようなことを考えていきたいと。当然、コスト比較の問題はあるというふうに思いますけれども、それも含めてやっていきたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） この雨水の有効利用ですけど、国技館の地下にはそういう装置がありますわね。東京の墨田区なんかは、いろんな家庭に対してこういうふうな利用を勧めていこうとして、補助金等も出されておりますわね。その辺御存じだと思うんですけども、先ほど市長が申されましたように、今後地球温暖化に向けてできる施策はやはり率先してやるべきじゃないかと思っておりますので、今後よろしく願いしておきます。

それから、オオタカですけども、今まで泉南市が全国版で報道されるのは、余り芳しくない報道が多かったわけですけども、今回は自然と共存共生できるということで全国的に報道されて、泉南市は緑豊かなところだなというイメージがなおさらアップしたんじゃないかと思うんです。

農業公園のフラワーパークのところ、つい先日現場に行ってみましたけども、花卉団地の造成をやっておられるとことその巣をつくっておところは、かなり近いところにございました。そういうふうに僕は理解したんです。今後、花卉団地は最終仕上げになっていくわけですけども、その点先ほど申されましたような形で、巣づくりし繁殖が終わるまでは一たんとめておくというふうな話をされたわけですけども、今後の工事に当たっては、どういうふうなところに注意されて、最終的にこの農業公園については、どういう形で自然と共存していけるような形でやっていかれるんか、あったらお教え願いたいと思います。

それと、基幹農道の方については、一応2羽ということで確認もしたよということですけども、これらについても、今本当にこの基幹農道というものが要のかどうかの是非を再度検討すべきところにあると思うんですけども、決まったからやるんじゃないくて、情勢の変化によりそれに対応したような対策がとられると思うんですけども、その辺についてはどうお考えですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、農業公園の近くでオオタカの営巣が確認をされたということでございますので、この4月ぐらいから今年度の事業については、一応工事ということとはとめております。また、どのような配慮をしたのかということでございますが、専門家の御意見もお聞きして、飛行コースに当たるいわゆる工事現場の事務所、これの移設、また飛行コースに当たる場所での音を出す工事を控えること。また、現場近くに余り近寄らないようにということで、工事のいわゆるゲートですね、これの移設等を行いました。今後とも、公園の事業、また農用地の整備の事業については、慎重に進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

また、基幹農道の方でございますが、これについては10年度に一部分の測量を行いました。今回はその測量地点のごく近くで営巣が確認されたということでございますので、その測量そのものも控えようということで、11年度については、泉南工区で事業的なものは実施しておらないということでございます。今後十分に公団との打ち合わせも行い、泉南市域での事業でございますので、慎重に行っていきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 慎重にやっていかれるという答弁がございましたけども、私、ここに1冊の資料があるんですけども、「オオタカとの共生を目指す」ということで、埼玉県がオオタカ保護指針ということで、開発に当たってオオタカにどういうふうにご注意してやっていけばええかというふうなことが載っとるんですけども、こういうやつも参考にされて、やはり自然、植物、動物と泉南市が共存できるような形で、事業展開をやっていくことを一応希望しておきます。

次に、子育て支援ですけども、今、少子・高齢化の中で、高齢化の方は介護保険でいるんなことを施策としてやられておりますし、子育てについてもいろんな支援があるんですけども、今回のこの子育てでお尋ねしたやつは、今まで子育てに一生懸命やってきて子育てが済んでリタイアされた奥様が、今一生懸命子育てしている人らに手助

けをしようという制度だと理解しておるんですけども、そういう形で、そういう大先輩が今子育てに悩んでおられる方々に支援してやろうという制度でございますので、これらについてもやはり先ほどの答弁にありましたように、最大限ある程度ボランティア的な考え方になると思うんですけども、登録制度にして、金額についてはその方との折衝によって決めていくというふうな制度になっ
てみたいですけども、その辺自治体、行政としてのサポートは、先ほど今後やっていくというふうな形の答弁があったんですけども、より具体的に子育てに悩んでおられる奥様方を支援するためにも、この制度をぜひとも取り入れてほしいので、なるべく早い時期にやってほしいと思うんですけども、その辺どうお考えですか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） このファミリーサポートセンター事業ですけれども、これにつきましては、あくまでも女性が職業を継続する上で、その育児の両立というのが大きな問題になってくるという形の中で、この制度が創設されたというふうに我々も聞いております。そして、その育児の援助を受けたい方、そして行いたい方、この両者が会員組織をつくられて、その中で相互援助という形で活動していくというふうに我々も理解しております。その方法につきましては、市町村が行ったり、あるいは公益法人が行うということになってるんですけども、我々としても、実際にこの制度が新しい形で出てくるというふうに理解しております。

この実施状況としては、今のところ箕面市と貝塚市さんですか、この2市で大阪府下ではされているということもつかんでおりますし、その辺で今後この事業について具体的な状況というんですか、そういうとこの必要経費とかその辺も体制の問題もありますし、その辺を検討しながら、先ほども申し上げたように、今後我々としても検討課題にしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） それでは、介護保険の方でちょっと再度質問をさせていただきます。

介護保険制度、今いろんなところでいろんな報道がなされ、本当にどれを信用していいんかというふうに情報がはんらんしているわけですけども、とりあえず1号被保険者、2号被保険者という形の区分けの中で、1号被保険者は65歳以上の方が対象者であると。それと2号被保険者は40歳から64歳の方を対象としているというふうな決まりの中で、一番ポイントはどのようなふうな介護が受けれるんか。

今までは医療の中で介護が一緒に行われたわけですけども、今回の介護保険は、医療と介護を切り離し、介護を在宅でやっていこうというのが趣旨のように思うんですけども、そういう中でやはり施設も必要だし、なるべく自分の家で面倒を見切れんところは、もう施設の方をお願いするというふうな形になってくるわけですけども、その辺のところ本当に自宅で介護ができるようなサポート体制をどのように考えておられるのか、再度お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 65歳以上の方々が介護サービスを受けるという方法には、先ほど議員御指摘のように、施設の方で受けるサービスと、それと在宅で受けるサービスと2つございます。そして、施設サービスにつきましては、泉南市が作成しましたゴールドプラン、要するにこの目標にのっとりまして、現在施設のサービス目標値に近づけるべく、これは民間の施設もそうなんですけども、それをお願いして現在やってるところでございます。

そして、施設サービスにつきましては、ゴールドプランの中の達成状況は、ベッド数とかありますけれども、そういったところについてはほぼ達成できるのではないかと、このように思っています。

例えば、例を挙げますと、特別養護老人ホームにつきましても、目標値が132床ですけども、現在も200床、130床を超えてるといってもあります。あるいはケアハウスでも101床が現在100床というような形で、施設についてはある程度達成できるものと我々思っております。

ただ、在宅介護サービスにつきましては、サービス事業を提供される事業者がどれぐらい今後泉

南市にも出てくるかと、そういったところ辺の把握を我々していかなければならないと、このように考えております。そして、特に供給体制につきましては、先ほど申しましたように、介護保険事業計画というのをこれから策定していきますけども、その中でやっぱり以前にアンケートなんかをとって、その中の老人の方々のニーズ調査とかいうのをやっております。そういった中で供給量というのを我々把握しまして、その中でこの供給体制というのを検討していきたいと。そして、ある程度一定の目標値を設定して、今後こういった形でこの介護サービスが提供できるかということを検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） この介護保険、施設のサービスを充実すればするほど、市の負担は今後ふえてくると思うんですけども、在宅介護で介護認定で5の部分で最高額が35万ぐらいですわね。それと、この施設介護で特養なんかに行きますと、一月46万ぐらいの支払い金額になると。

これが当面はいいわけなんですけども、これが何年かたっていくとその差の金額がかなりの量になってきて、市の財政を圧迫していくというふうに感じられるわけなんですけども、なるべく施設療養に余り行かず在宅介護、本来の家でどのように介護していくかということに重点を置いてやっていかなければ、施設介護だけでええわという形でやっていくと、今後財政面で破綻を来してくるんじゃないかと思っております。

それと、この介護認定ですけども、今回この認定作業に当たっては、岬、阪南、泉南2市1町が共同歩調をとるというふうな形で、今回も議案として提案されてるわけなんですけども、この介護認定に当たって、本当にどういう形で介護されるんか、認定されるんか。最初は聞き取り調査をやって80数項目聞き取りをやってコンピューターで処理して、第1次判定して、第2次判定の中に判定委員がおって、かかりつけの主治医の意見等を聞きながら認定をやっていくというふうな作業になっていると思うんですけども、その中で認定漏れになる人がいないかどうか、その辺のところを願

いします。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 介護認定申請につきましては、これは各個人の方から各市町村の方に認定申請が行われるということになります。そして、その申請書に基づきまして介護認定業務の方に移っていくわけですが、認定漏れとか、あくまでこれは申請ですので、本人さんから申請された分につきましては、すべて要するに介護認定審査会の方を通すということですので、この形での認定漏れはないと、そのように理解しております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） あくまでも、65歳以上の方が申し込みをしなければ認定しないということなんですかね、これは。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 介護認定申請ですので、一応個人の方から申請していただくということになります。ただ、認定の申請の事務につきましては、もちろんケアマネジャーとかありますけども、そういった方々に例えば申請をお願いをするということはできますけども、要するにこれはあくまでも申請ということで我々は受け取っております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 申請ということですけども、ひとり暮らしの方もかなり泉南市の中にはおられると思うんですけども、そういう65歳以上の方でひとり暮らしをされてる方で、こういう情報に疎い方が多分おられると思うんですけども、そういう方についてはどのように考えておられますか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） そういった方々につきましては、また別の形で我々当然申請しやすいような形の手続を考えていきたいと、このように思っております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） なるべく漏れのないようにお願いしときます。

それと、保険料のことですけども、先ほど超概

算であるが、一応3,500円ぐらいを目安として
というふうな御答弁があったわけですが、
ここの1号被保険者の保険料は、各市町村がサー
ビスの度合いに応じて独自に決められるというふう
に理解してるわけですが、そういういろんな
サービスをやった中で、これを金額に換算して1
人当たりになると、超概算ではあるけども、3,5
00円というふうな形になったというふうな答弁
がございました。

そういう中で、この3,500円の保険料、そし
たらこれを国と市、それと個人負担者の折半とい
うことで、65歳以上の方になると3,500円で
あれば1,750円ですが、1人の負担が。それが
毎月、家族2人おるとすれば3,500円が年金を
もらってる方は年金から天引きされるよという形
になるわけですが、この金額については、高
額所得者はその1.5倍とか、低所得者は0.5と
かというふうな形で、何段階かに分けてこの保険料
を取られるというふうな今のところ報道がされて
るわけですが、その辺についてはどうなんで
すかね。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） こ
の介護保険料の問題につきましては、現在あくま
でも試算という形で今3,500円ほどと言わして
いただきました。これにつきましては、最終国
の方から介護報酬の単価が決まってきた段階で、そ
のサービスの給付の総見込み量というんですが、
それを基準に計算されるということになっており
ます。

そして、この保険料の問題につきましては、現
在のところ我々もつかんでおりますのは、その所
得階層に応じて5段階。ですから、0.5、0.75、
1、1.25、1.5というような、そういった所得
階層で保険料が決まってくるのではないかとい
うふうに我々は——現在のところですけどね、理解
しているところです。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） そういう形で保険料を決
めていくという形なんですけども、2号被保険者
についての滞納の場合ですけども、先ほど壇上
でも言いましたように、やはり国保関係の人につい

ては、この国保税の上に要は上乘せした形で、介
護保険料が乗っかってくるというんですか、国保
税と介護保険税が一緒になって徴収されるという
形になると聞き及んでいます。

そうした場合、本当にこの徴収ができるのか。
具体的に既に国保だけでももうかなりの滞納者が
おられるわけですが、その上に毎月千何がい
のお金が乗っかってくるとなれば、本当に払う人
が出てくるのか。

それと、まずおれは何でこんなまだ若いのに4
0過ぎたぐらいやのに、何でこんな保険税を払わ
なあかんのかというその理解の度合い。この介護
保険制度がなぜできたかということの理解をどの
ようにさせるか。理解させることによって、保険
税の納入もスムーズにいくと思うんですけども、
その辺やはり保険税を支払う人が理解できるよ
うな広報活動をやっていくかといかと思うんです
けども、その辺については先ほどいろんな広報等
を通じてということであったんですけども、これ
広報でやったとしてもどのぐらい浸透していく
か、やはりその辺のところが一番ポイントになる
わけですから、この介護保険制度をいかに理解さ
せるかがポイントだと思いますんで、その辺につ
いてどういうふうにお考えか、再度お願いいたし
ます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） こ
の介護保険制度の特に2号被保険者の方々、これ
につきましては、現在の医療保険料に上積みされ
て徴収されるということになります。その中で特
に国保会計なんかの場合でも、当然その分が上積
みされていきますので、被保険者の方にしてみた
ら、今よりも保険料が高くなるという意識、それ
は持たれると思います。

ですから、我々の方としましても、先ほど申し
上げたように特にPRの方法ですね。これにつ
きましては、今後市としても市主催で、例えば介護
保険の制度はこういうもんですよといった説明会
を持たせていただきたいということもありますし、
また広報を通じてきめ細かい制度の、こうい
うもんが介護保険制度ですよといった形の情報も
提供していきたいと考えております。

そしてまた、もし地域の方で、例えば制度のことを説明してほしいとかいう機会がありましたら、我々としまして、これは内部の方で話し合っているんですけども、もしそういったことが出てきたときには、当然我々としても出て行ってこの制度の説明をしていこうというふうなことも考えております。そういった形で、今後この制度のPRについてはやっていきたいと、このように思っております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 最後に、1点だけお聞きいたします。

この介護保険制度、認定作業については、先ほど言いましたように2市1町でやられるわけですけども、この保険税の方ですけども、泉南市は今のところ単独で考えておられるというふうに聞いているわけですけども、広域連合という形も1つあると思うんですけども。そういう考えはお持ちであるのかないのか、最後をお願いします。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この介護保険の事業につきまして、広域連合という形は、今のところこれは守口、あの辺の方で考えられているというところがあります。ただ、今回我々としましては、介護認定についてはあくまでも認定業務だけの機関の共同設置ということになるんですけども、それで2市1町でスタートしたいと。今後この事業がどういうふうに展開していくかというのは、また、これから我々とししても関係者と協議していきたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 以上で上山議員の質問を終結いたします。

次に、8番 松原義樹君の質問を許可いたします。松原君。

8番（松原義樹君） それでは、おはようございます。第1翔政会の松原でございます。議長のお許しを得ましたので、平成11年第2回定例会に当たり、通告に従い大綱4点について質問を進めてまいりたいと思います。

さて、ドイツのケルンで行われておりましたケルンサミットも、ロシアを入れてG8として定着

し、先進国が一致協力して世界平和に貢献する体制ができたこと、喜ばしい限りであると思います。ユーゴスラビア・コソボ問題もユーゴ軍が撤退したことにより、2カ月近くに及ぶ空爆も終了しております。人種問題はすなわちいわゆる即解決という形にはいかないでしょうが、平和的方策での解決に向けエールを送りたいと思います。

近くでは、神戸空港の埋立許可が環境庁の計画容認の意見書が出て、9月着工決定がされております。地元に関西新空港というんですか、空港を持つ泉南市としては、開港以後旅客需要の陰りも見られる中、近接して開港する神戸空港に対しいかなる所見を持っておられるか、市長にお尋ねし、通告4点について質問を進めたいと思います。

大綱第1点、教育問題について質問いたします。

赤井前教育長よりバトンを託されて3カ月の亀田教育長、就任早々教育現場の荒廃を目の当たりにして、ソフト面より、またハード面より、教育施策方針について、今、当初の胸中を開示していただきたいと思います。時間は端的にお願いいたします。

指導部長にお尋ねします。教育現場の荒れについては、私、文教消防委員も拝命しておりますので報告は聞いておりますが、委員会ごとに新しい事例が続々と出てきております。人権等への配慮からか抽象的な表現が余りにも多く、また、文言の奥に隠されている何かがあるように思われてなりません。

特に、対教師暴力に対して被害届が出されないとか、出るのが遅いなどという事例が、青少年指導員協議会の総会における泉南警察署のある課長から指摘されております。もし出していただいたら、即私たちはいわゆる逮捕とかそういうだけじゃないと、適切な対応をするということをおられました。要請があつてからということはおわかってはいるつもりですが、その点どのように指導をしているのか。隠すことだけじゃなしに開示といおうか、公開——公開までいかにですか、この場で名前が出るような、件数が出るような状況についてはお知らせ願いたいというふうに思います。

教育総務部長にお尋ねします。幼・小・中の各校園より項目で約300項目もの改修、修繕して

ほしいという要望が出されておりますが、防災面より、また教育環境整備の上からも、早急に対処すべきだと思いますが、どのような計画でこの300項目の対処を考えておられるか、お聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

また、そのときにパンに異物が混入してるのが2件続いているということも聞きました。一昨年も2件、計4件続いておりますけど、金属探知機の導入とかいろいろなことは聞いているんですが、その中で探知機を過ぎてからということで少し寂しい現状なんですけど、そこについてお答えください。

それから次、大綱2点目に入ります。環境問題について質問します。

この件については、前質問者上山議員よりかなりのところを言われましたので、私と少しだぶるところがあるかもわかりませんが、その点はお許し願いたいと思います。

ダイオキシン対策を主眼に焼却場の大規模改修が行われるようですが、水冷という方式では、能勢町のあのダイオキシン問題と、また岬町、ここらとは同様の方式で処理されてるといおうか水冷されてるといふふうに聞くんですが、それについてはどのように違うのか、また同じなのか、お聞かせください。

また、バグフィルターで除去するこの予算も、延命も含めて40億円というような話も聞いたんですが、そこについてはその後はどのような値で出てくるのか、お聞かせください。

それと、1キログラム当たり4ピコグラム、口からの摂取量がそういうことも聞きました。厚生省とか環境庁で示されたようですが、例えばこんな言い方ですね。泉南沖でとれるシャコエビを例えば何匹食べたらその値になるのかというような簡単な指針というんですか、そのような方法がありましたらお答え願いたいと思います。

環境問題2点目、オオタカの営巣が新聞紙上にぎわっています。今回の質問に対する自己研修として、6月初めたまた屋久島を訪れることができました。2泊3日という研修旅行ではありましたが、レンタカーによる島内一周では、屋久猿の群れが4カ所で、シカも姿を見せてくれました。

また、田舎浜というところがあるんですが、そこで昨年ウミガメが535頭産卵した等々のところも見学、ボランティアより説明も受けました。屋久杉も車で1時間の行程で、樹齢3,000年の紀元杉の根元まで行け、雄大、悠久の時を過ごすことができました。

その足で屋久町役場に立ち寄り、議会議務局長の案内で、庁内見学とか町政の現状報告を受けることができました。世界遺産の島として自然との共生の時代を進める苦勞を聞き、また観光開発で島おこしをと思ったが、その指定により小杉1本——1,000年以下を小杉と言うらしいですが、林道1本も自由につくったり切れることもできなくなったということでした。人2万、猿2万、シカ2万と20年前は言われたが、今は人1万2,000、猿2万8,000、シカ2万となり、過疎化に悩んでいるということでした。

今、泉南でもオオタカが2つがい確認され、6月22日、そのうちの2羽が巣立ち、3羽が7月初めに巣立つようですが、乱開発、自然破壊が進んでいると言われる昨今、まだ自然が残っているなと一安心いたしました。しかし、そのオオタカも無秩序に農道、農業公園計画を進めたなら、全国で数千羽と言われる生息数も減少に歯どめをかけることはできません。オオタカの習性によると、毎年同じ巣を使うことから、保護が必要と思われるます。

5月の末、ふるさと岐阜に帰ったのですが、5月28日の朝日の地元の新聞ですが、いわゆる岐阜版と言うんですか、朝日の1面に「徳山ダム全工事中断、クマタカの営巣発見」「影響を再確認へ」「工事用道路ルートの変更も」、これはそこに書いてあった見出しですが、こういう状態でした。

そういう意味では、自然保護というものはどういう観点で見るとかによって、大事な状況、意識というんですか、そのことを持たないと何の口も何も持たないそういうオオタカとかタカ類であろうとも、死滅というんですか、絶滅に追われるという状況になると思います。絶滅を急ぐというんですか、危惧するいわゆるBに指定されているということです。

また、御存じでしょうが、徳山ダムは貯水量6億6,000万トンで日本一であります。クマタカが工事をストップさせているということなんですが、オオタカ同様営業によりルート変更も考えられるのか、これについてお答え願いたいと思います。

次、大綱3点目、りんくうタウン開発について質問します。

1番目、進出を促進するための優遇措置で応募した企業はあるのか、それについてお答えください。

2番目、民間活力の応援を得てレストラン計画等々があるようですが、その進捗について、また状況についてお知らせください。

3つ目、その前後の道路の4車線化で混雑の緩和を進めるべきであると思うが、供用はいつになるのか。聞くところによると、平成13年度末と聞いておりますが、もっと早くならないのか、お答えください。

続いて、公園化はいつされるのか。次、オートキャンプ場とか魚釣り公園も要望したいと思うんですが、公園化とあわせて実施してほしいのですが、お答えください。

大綱第4点、市営住宅問題について質問します。

昭和48年第2回定例会の会議録を同僚議員より入手いたしました。これを読みますと、48年当初予算で市営住宅195戸払い下げで、いわゆる3月の議会で3億円を計上していたが、6月議会の時点で125戸は確定したが、70戸については府も払い下げをしてよしいとはならないので、歳入欠陥になる。今からその補てんをどうするか考えねば……。また、なぜ、うちの方は払い下げてくれないんだという問題が当然提起されると思う、という答弁を浅羽市政のときにされております。そういう答弁書を手に入れたのですが、今日の住宅問題を30年も前に予見され、感心しております。

今、裁判ざたになった住宅払い下げ問題の今後の対応について指摘しておきたいと思いますが、お答えください。

1つ目、裁判という形をとらざるを得なかった住民側からすると、その責任はいわゆる市長にあ

るという意見をとらざるを得ないのですが、それについてお答えください。2つ目、勝訴の自信はあるのか。もし敗訴というようなことになったときには、政治決断をするのかということ、二、三年はかかるだろう裁判に向けて、決意をお聞かせ願いたいと思います。

住宅問題の2点目、普通財産として総務部預かりの12戸が——10戸と2カ所ですか、硬直状態のまま30年が過ぎようとしておりますが、対応が遅いと言わざるを得ません。このような遅さが住宅問題を象徴しているように思います。入居住民は早く払い下げてほしいということのようでありますが、どうなっているのか、お答えください。試算をさしてもらいます。30坪掛ける20万円、これは600万円になります。12戸で掛けてみますと7,200万円になります。

また、もう一つ、男里浜のところには共同作業所の跡が225坪と建物が現在残っております。これも総務部預かりの普通財産であります。私は提案したいと思います。

1つは、遠く国といおうか、どこそこから来られるいわゆる葬式や結婚式に来阪、泉南に来られる家族の宿泊設備等に改装したらと思いますが、いかがでしょう。また、売却するとして、ここは30万掛ける225坪は6,750万円という数字になります。早々に結論を出すべきと思いますが、いかがか。

今2つを足してみました。教育予算のうち学校修繕に1億4,000万円もの補正ができるとしたら幸せですが、市長、どのようにお考えか、お答えください。

以上で壇上での質問を終わりますが、お答えによっては自席より再質問させていただきます。端的な回答、よろしく願います。

以上です。

議長（藪野 勤君） ただいまの松原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、冒頭言われました神戸空港が今回埋立免許がなされましたけども、これに対する所見はどうかということでございますが、関西空港と神戸空港というのは性質が全く違います。関西国際空港は、アジアのハブ空港とし

てのいわゆるかなめの空港でございます。神戸空港は、国内ローカル空港ということでございます。

それと、飛行コース等については、今回の飛行コース変更で当然神戸空港も視野に入れた飛行コースということになっておりますので、問題はないというふうに聞いております。

したがって、関空と神戸空港、要するに神戸空港が開港することによって、関空に大きな影響というものはないというふうに考えているところでございます。

それから、この3月にりんくうタウンの泉南市企業誘致促進条例の可決をいただきましたけれども、これによってその後のこの優遇策に対する効果はどうかということでございますけれども、本市の条例の施行に合わせまして、大阪府におきましてもりんくう南浜に進出企業に対しまして、拠点立地企業事業展開補助制度を施行していただきまして、進出する企業に対して優遇措置を行っていただいております。

さらに、りんくう南浜の一部1.4ヘクタールにつきましては、分譲価格を引き下げ、過去1年間以上泉南市において製造のための事業場を有し、みずから土地を購入し、製造業を行う方を対象にした南地区産業活性化ゾーンの分譲を現在行っております。

分譲等のPRにつきましては、4月23日の分譲の説明会に合わせまして、日程等について広報板への掲示、また商工会の協力で商工会報にも内容について掲載をしていただきまして、その周知に努めてまいりました。そして、商工会の御協力のもとに説明会を行っております。

現在、南地区産業活性化ゾーンの分譲状況につきましては、市内の2社が企業局と現在商談中であるというふうに聞いております。そのような状況から、条例制定の効果があらわれてきているというふうに思っております。

また、本市と大阪府の優遇措置の相乗効果によりまして、今後かなりの効果が期待できるというふうに考えているところでございますので、この措置については、一定大きな効果があったというふうに評価をいたしているところでございます。議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 失礼いたします。今、松原議員お尋ねの教育現場の荒廃にどのように対処しているのかについて、お答えをいたしたいと思っております。

泉南市内の中学校におきまして、議員御指摘のように対教師暴力、生徒間暴力、器物破損等問題行動が残念ながら見受けられます。大阪府全体といたしましても、刑法犯少年の人数が平成6年度から5年連続しまして全国最悪の状況となるなど、内容的にも悪質・凶悪化している状態でございます。

この背景となるものの1つに、今日の子供たちの特徴があると思われまます。今日の子供たちは、目標に向かってひたむきに努力する精神力や他者とのかかわり、そういう中で我慢する忍耐力を失いがちになっておるように見受けられます。また、集団生活における規範意識や倫理観が欠如し、基本的な生活習慣が十分に身につけていないなどの問題が生じております。

また、今日、保護者の子育てについての意識ですが、保護者自身が子育てを学ぶ機会が乏しく孤立しがちになるため、過剰な情報に振り回されたり、子供に対して心にゆとりなく接せざるを得ない状態にある。保護者の意識や態度の変化も子供に影響していることが指摘されております。

さらに、学校教育がこのような子供や保護者の意識の変化に十分対応できていないこと、これら3点が生徒指導上での問題行動の要因であるのではととらえております。

そこで、教育委員会としましては、中学校に臨床心理士の資格のあるスクールカウンセラーや、心の教育相談員を配置し、子供や保護者、教師の悩みにこたえたり、保護者の子育てを支援するため幼稚園において、保護者を対象とした保育相談を実施したり、あるいは公民館活動として子育て講座を実施する等行っております。また、学校におきましては、学校が地域住民の信頼にこたえ家庭や地域と連携して教育活動を展開するため、学校運営の透明性を確保するとともに、協力を得て学校運営を行うという開かれた学校づくりに努めているところであります。

今後、これらの取り組みに加え、幼稚園、小学

校、中学校におきまして、集団生活を送るために必要な規範意識や倫理観をはぐくむための心の教育や、基本的な生活習慣を身につけるための取り組みを保護者と連携する中で一層進めていきたいと考えております。

この心の教育の一環としまして、先ほど議員の御指摘もございましたように、学校の施設面が児童・生徒に与える影響も大きいと考えております。子供にとって快適な環境維持にも取り組む必要性も感じているところであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。
教育指導部長（西坂恭明君） 先ほどの御質問のうち、被害届についての見解を述べさせていただきます。

まず、その前に、生徒指導上の問題で本当に多くの方々の心を痛めていることに対しまして、本当に申しわけなく思っております。非行の低年齢化ということで、大阪府教育委員会も関連機関との連携を強く打ち出しているところでございます。本市にとりましても、とりわけ先ほどありましたように対教師暴力につきましては、原則的に警察の方に被害届を出すというスタンスで指導しているところでございます。

ただ、1件1件状況が異なりますので、一律にというわけにはまいりません。子供の状況、さらには学校と家庭の信頼関係、どう構築していくかという問題も抱えている中で、最終的には当該教員、また学校長の意思を尊重してまいりたいと考えております。また、被害にあった先生方の怒り、悔しさ、思い、心の傷、これをしっかり受けとめられる教師集団づくりを指導してまいりたいと思っておりますし、教育委員会としまして、できる限りの精神的フォローにつきましてもはやっていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、給食のパンに異物の混入ということでお質問がございました。このことにつきましても、文教消防常任委員協議会でも御報告をさせていただいているところでございますけれども、再度の御質問ですので、簡単に報告させていただきます。

ことしの3月、残念ながら泉南市におきまして、2件のパンに縫い針が混入するという事件がございました。3月24日の朝日新聞では、全国で111件を把握していると。一番多かったのは鹿児島県で、二十数件だということが載っております。その一例の中で、残念ながら泉南市も起こってしまったという現状がございました。最初におきましては、パンの製造から見つかるまでの過程の中で、どっかで異物が混入されたというスタンスで対応してまいりました。関係機関にも協力を得てまいりました。

そんな中で、教育委員会としましては、パンが裸のままのパンでございましたので、これをナイロンの袋に入れるということでの対応、それから学校にパンが搬入されてから子供たちに渡るまでに、必ず目を離さないという指導もしてまいりました。また、リフトを使っている学校につきましては、リフトを使用しないで直接取りに行くという不便さを感じながら、安全策をとらしていただきました。また、パンはちぎって食べるようにという指導も重ねてまいりました。業者には金属探知機の導入を要請いたしました。4月に入りましてから、4月当初、業者の方は金属探知機を購入してそれを通してあります。現場も見てまいりました。

ただ、本市におきまして、残念ながら4月に入ってから2件また再度発生いたしました。ただ、これにつきましては、警察の方の指導も得る中で、やはり学校に搬入されてからの可能性が大きいのではないかとこともございまして、学校とも連携をとる中で、慎重に指導もし、また対応もしてまいりまして、この2件につきましては、はっきりとどういう形で入り、どういう形でだれが入れたかということにつきましても判明いたしまして、保護者も交え、また全保護者にも説明会を開く中で対応をしてきてあります。

細かく言いますと、たぐっていけば本人がわかるという状況もありますので、これにつきましては原因もはっきりし、指導もし、今現在も心のケアも兼ねて先生方も頑張っておりますので、ひとつ御理解をいただきますようお願いしたいと思ひますし、今後そういうことが起こらないように

しっかりと周りで見てまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） 学校園の改修整備についてお答え申し上げます。

本市の学校施設の多くは、昭和40年代以降に建設されまして、築後二十数年を経過しております。老朽化が進み、改修の必要性が生じておりますが、現状といたしましては、緊急性のあるものについて最優先で改修を行っているところであります。予算面、事業効果面において、修繕箇所をまとめて実施した方が効率的なものは、改修工事で予算獲得し、改修に当たっております。

厳しい財政状況の中ではありますが、学校施設の整備充実に努めるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわしい安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりを推進すべく、施設の質的整備の改善に努めておるところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 松原議員のダイオキシン対策につきまして御答弁申し上げます。

まず、1点目といたしまして、現焼却場は岬町と同様であるのかというお尋ねがあったと思いますが、そのとおりでございます。

続きまして、現焼却場の改修につきましては、本年より2カ年間でダイオキシン発生防止等ガイドラインに基づきまして、排ガス処理施設であるバグフィルター設置工事を初め、焼却設備、燃焼ガス冷却設備等の大部分の改造が議員御指摘のとおり現在順調よう進んでございます。

それと、3点目でございますが、先日環境庁と厚生省が発表いたしました1日摂取量が4ピコグラムということの報道があったわけですが、これにつきましては、体重1キログラム当たり4ピコグラムという発表でございます。

また、泉南の沖の魚を何匹食べたかどうかという質問もあったわけですが、私どもそのような試算は行っておりません。

ただ、大阪府が大阪湾内で採取された魚類の検査を行ってございます。これにつきましては、大阪府の平均値が1グラム当たり0.291ピコグラ

ムでございます。また、厚生省が全国平均の値を出してございますが、これにつきましてはグラム当たり0.669ピコグラムでございました。そのような観点から、大阪湾の魚が全国の約半数以下の値を示しておる現状から、まず御安心いただけるのではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。
事業部長（山内 洋君） まず、基幹農道の事業について私より御答弁をさせていただきます。

泉州基幹農道の事業計画につきまして、この事業計画地の付近でオオタカの営巣が確認されました。現在ひなが2羽育っておるということで、今月末にも巣立つようでございます。事業主体である農用地の整備公団との協議の結果、オオタカの繁殖活動への影響を考慮いたしまして、一定の対応方針が固まるまでの間、測量等の現地での作業を見合わせている状況でございます。

市といたしましても、基幹農道の整備によりますオオタカへの繁殖活動の影響について、事業を進めるに当たって必要な調査とか検討を行っていただけるよう、かねてより公団に要望しておりました。公団の方では、現在オオタカの生態調査の実施と調査結果を踏まえた検討を行うことについて、調整をいただいているところでございます。事業計画への反映につきましては、今後専門家などの意見も踏まえまして、検討をしていくというスケジュールになってございまして、ルートの変更と、決定までは至っておりませんが、それも含めた形での事業計画ということになるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

続きまして、臨海部での府道の4車線供用の開始時期についてお尋ねでございました。

りんくうタウン内につきましては、平成12年度の末の共用開始に向けて、大阪府において事業を実施していただいているところでございます。りんくうタウンから府道の堺阪南線までの間につきましても同様でございます。

なお、府道堺阪南線から信達六尾の現道までの間の4車線化については、現在のところは決まっていというところでございます。

それと、金熊寺のトンネルにつきましては、上り車線のトンネル、これは平成12年度末に暫定供用できるよう、府としては進めておるといふことをお聞きしておるところでございます。

それと、同じりんくうタウン内の緑地の整備についてでございますが、もう既に都市計画決定をして5年を経過しているわけでございます。しかしながら、府の企業局の事業進捗率、これについては少し鈍化しているということございまして、遅れていることは、これは間違いないわけでございますけれども、当初の府企業局との覚書がございますので、早急に事業を進めていただきたいというふうに考えておりますので、府に強く要望していきたいというふうに考えております。

続きまして、住宅の問題の件でございますが、2点御質問ございました。

訴訟に至った原因は泉南市にあるのではないかなというお尋ねでございましたが、これは自明のことございまして、泉南市が住宅の払い下げは行わないという決定をしたわけでございますので、それに対して入居者の方々が不服の訴訟を提起されたということでございます。

それから、もう1点の勝つ自信があるのかというお尋ねでございますが、入居者の方々は勝つ自信を持って提訴されたわけでございます。泉南市は訴えられたわけでございますので、勝つ算段をして全力で臨むということでございます。訴訟の勝ち負けについては、これは正義が決めるものであるというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 答弁が前後いたしますけれども、臨海部開発の中でレストランの進出、それとオートキャンプ場、魚釣り公園等の関係でございますけれども、私の方から御答弁を申し上げます。

大阪府への閑空2期事業関連地域整備要望におきまして、りんくうタウンの早期整備の項目の中で、集客施設の誘致を挿入いたしております。これに対して、大阪府は最大限の努力を行う旨の回答があったことは、御承知のことと思います。その後、府の回答に基づきまして、その進捗状況を把握するための協議の中で、府はりんくうタウ

ンへ民間活力によって集客施設を設置したい旨の考えを示されました。

なお、今現時点で計画という段階までは至っておらないわけでございますけれども、府の現時点の考え方といたしましては、りんくうタウンの公園緑地ゾーンは、空港や連絡橋が見えるなどすばらしいロケーションを持つと。それらを生かし正規の公園を整備するまでの期限つきではありますけれども、民間による飲食や物品販売などの暫定施設を設置したいとのことでございます。

いずれにせよ、本年度中には基本計画を策定し、12年度には企業を決定、13年にオープンしたいという考え方でございます。ただ、まだ企業等が決定しないとその年度にいけるかどうかということはまだわからないわけでございますけれども、そういう考え方の返事があったということでございます。今後とも、りんくうタウンの活性化の一環として注目するとともに、できる限り協力はしたいというふうに考えております。

また、その計画ができた後の段階でございますけれども、その先ほど答弁いたしましたプランが具体化し、軌道に乗った場合、その周辺地、公園の残地でございますけれども、その辺につきましてオートキャンプ場などその他の業種も展開したいということでございますけれども、これはまだ軌道に乗った段階でないと、次の展開についてははっきりしたことは言えないということでございます。

それと、魚釣り公園につきましては、今回大阪府への閑空関連地域整備要望の中にも入れております。ただ、この事業につきましては、本市の漁業振興との関係やレクリエーションの漁業のあり方、さらには観光的側面も踏まえる必要があり、今後十分検討を行っていかねばならない項目だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方からは、大綱4点目の住宅問題のうち、総務課所管でございます旧市営住宅の払い下げの進捗について御答弁申し上げます。

対象物件は6地区に分散してございまして、こ

これらの住宅につきましては、昭和49年度、50年度において払い下げを行いました。しかしながら、長岡住宅——5戸がありますが、土地の確定ができず払い下げを行うことができませんでした。また、他の5住宅につきましても、その当時の居住者の事情等によりまして払い下げを受けられなかった住宅5戸と、防火給水塔施設跡地1地区がございます。

これらの住宅につきまして、現在土地確定に伴います土地調査及び居住者の聞き取り調査等を行っている状況でございます。今後、これらの調査をもとに払い下げの方針等の検討を行いまして、早期に払い下げができるよう最大限努力をしましてまいりたいと考えてございます。また、払い下げの条件等が整ったものについては、平成11年度中に払い下げを行ってまいりたいと思っております。

続きまして、男里にございます障害者共同作業所の跡地につきましては、現在のところ利用計画等は持ってございません。今後、今の財政状況等も踏まえまして、売却も含めましていろんな角度から検討してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、順次進めたいんですが、時間も来ております。気になったところから進めてみたいと思います。

今、最後に言われたいいわゆる住宅問題については、11年度中にいわゆる払い下げるような方法をとりたいということです。それについては、どのくらいきょう現在確認ができてなのか、また現実にお金としていつ入る予定なのか。払い下げたら11年度中に入るということなんですけど、そこら辺の見通しについて、もう一回ちょっと頼みます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど申しましたように、土地確定とかそういうような一連の事務作業を行っていく中で……、（松原義樹君「長岡住宅のことはいいです、ほかのところ。土地関係はそこでしょう」と呼ぶ）この点につきましては、居住者の聞き取り調査等をこれから行っていく中で、

具体化していきたいというところでございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） くしくもそう言われたんですけど、これから行うということは、私どもがもう1年前ぐらいからこの問題については指摘してるところです。余りにも遅いように思いますので、11年という日にちをもらいましたから、これについては、そういうことで売るということができるやろうということがわかりましたので、よろしくお願ひします。

同じ状況で住宅問題の1点目、山内部長よりの答弁はいただきました。市長、もしコメントがありましたら、同じ状況でまた立場の違いで市長職ということでありましたら、コメントをいただきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の裁判の内容を拝見いたしますと、昭和40年代後半のいろんな経緯の中で、売買予約そのものが有効なのかどうかというのが1つの争点だというふうに思っております。ですから、これは裁判の中で、今後当然双方の主張を行っていくということになりますので、訴えておられる方はその立場で全力を尽くさされましょうし、我々の方も全力で対応をしたいというふうに考えております。

それから、勝訴の勝算はということでございますけれども、いろいろ調べてみますと、本市と非常に酷似した判例が九州でございます。これも本市と同じような経過をたどっているように思います。所有権移転登記手続請求とそれから損害賠償、2つでございますが、43名の入居者が市に対しまして起こしておられますけれども、こちらの方は請求棄却という形になっておりまして、確定がなされております。こちらの方はどうなるかというのはわかりませんが、これはお互いに法廷の場でそれぞれの主張をして公正な判断をいただくと、こういうことだというふうに認識をいたしております。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは次、環境問題については、前質問者のお答えで私も大方というんですか、オオタカじゃないですね、大方あれするん

ですが、話は聞きますが、さて、そのものがあることによって、その木のところ、いわゆる営巣している木——農道のところはどうやら2羽巣立ちして、もうきょう現在は空になってるといおうか、そういう状況のようです。農業公園のところにはまだあるんですが、そこはもう切る木というか、予定はないのかについてちょっと確認だけさせていただきます。保護はされるのか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 木を切るとか切らないとか、そういう話まではいってないわけございまして、農業公園の方の営巣木、これについてはかなり農用地の整備の造成地から近こうございまして、百四、五十メートルぐらいしか離れてないわけございまして、営巣木そのものの山林については、これは個人地の山林でございまして、切るとかそういう話は聞いておらないわけございまして。当然、事業を進捗するに当たって、その辺も含めていわゆる事業をするということは考えておりません。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それやったらいいんですが、その方にも御理解いただいて、営巣の木をおたくはお持ちやと言うと同時に、その方に立ち入りも含めてできたら御協力いただきたいというような指導といおうかお願いといおうか、そういうことはしていただきたいと、いうように思います。

それと、1点目の教育問題についてももう少し入っていきたいと思います。

今、壇上ではその話はしなかったんですが、いわゆる海岸沿いという言い方はおかしいですか、樽井とか男里浜、岡田、ここら辺を含めて、小学生に対するいわゆる低学年の女子に対する痴漢行為というんですか、これがもういわゆるお巡りさんといおうか警察にも確認されているようです。確認してその現場を押さえたら逮捕はできるんですが、そういう状況じゃないことはわかるんですが、その辺についてどのくらい認識されて、そのいわゆる被害届といおうか、子供に被害届を出せなんてことは言われぬやろし、言うてもその子がどのくらいの確認をできるんかわかりませんが、どういうふうにするか、そこについて

お答えいただきたい。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ただいまの御質問でございます。このことにつきましても、状況につきましては、先日の委員会で御報告をさせていただいておるところでございますが、この行為につきましては、最初教育委員会に連絡が入っておりまして、最初つかんだのはことしの2月の9日の日でございます。その後、約14件の情報は入っております。小学校区におきましては、樽井小学校区、それから鳴滝第二小学校区、それから西信達小学校区、信達小学校区という広範にわたっております。

このことにつきましては、もう既に去年の発生当時から関係機関とも連携をとる中で対応しております。学校におきましては、集団下校等の指導もしておりますし、教育委員会としましても、夕方4時前後ということもつかんでおりますので、見回りに行ったりということで対応しております。警察の方では刑事課、それから生活安全課、そういうところでも対応をしてくれているという状況でございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） 14件という数の多さにも驚くんですが、何せいたいけなといおうか、そういう子供に対する犯罪です。どうか大人がまじめにといおうか真剣に取り組んで、まず解決できるようにしてほしいと思います。

時間のことを言われましたが、午後4時とか何かということ。この情報の中で、その子は——その子といおうかその大人は、そのやつは、何か制服が好きらしいということで、服を着がえた後はそういうことがないらしいというようなことまで聞いております。確認をされて、それについての対応をどうかしてほしい。

また、と同時に地域にはそれなりのいわゆる防犯とか少年指導員とか、いろいろ指導する立場とか、いろんな状況で委嘱をされて動いておるはずで。地域の目といおうか、その方々にもできるだけ御協力いただけるような方策をとるのがよいというふうに思いますが、それについて一言お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ただいま御指摘いただきましたように、学校関係だけではなくて、各地域にもぜひ連携をとって御協力をいただくようにしてまいりたいというように思っております。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） 同様、教育関係のことなんですけど、いわゆる触れないでという声もあったんですけど、いわゆる学校いうところは、児童・生徒がたくさん集まる場所です。その場で泉中では図書室がぼやであったとか、準備室がどうこうということも聞いてます。そういういわゆる防災面からということも壇上で言うたんですが、そこら辺の例えば消火栓がそのまますぐそこへホースを持っていったらいわゆる稼動するといおうか、動くのかということの点検とかなんかを含めて、学校施設の方、消防長の方それとも部長、対応の方はどうなってるか。そこは動かしてみたか、みてないかということについてお答えいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校の消防設備の点検でございますけれども、これにつきましては年2回点検してございます。そして、またその報告も義務づけられております。私どもは平生それに当たり、防災、安全という観点からもそのあたりには非常に気を使っていかねばならないというように認識しておる中で、常にそういう安全に稼動するといおうか、そのあたりに気を使ってまいりたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） 答えとして、点検をしたかせんかということだけでいいんです。できてないということですか、そしたら、安全にしていこうとは言いが。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 先ほども申し上げましたように、年2回点検してございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは最後になりますが、環境問題の中の大阪湾の魚が1グラム当たり0.291ピコグラムいうことを聞きました。もうちょ

っと大きい魚で、1キロある魚で計算しますと、その中には約300ピコグラムになるんですかね。数字は合ってますか。合ってるとしたら、1キロの魚を食べて300やったら、1日の摂取量は4ピコと言うたでしょう。数字的に合わないのか、私の数字が合わないのか、ちょっとだけ教えてください。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松原議員の再度の質問でございますが、ちょっと1キロ掛けたらどのピコになるのか、私、今計算機を持っておりませんのでわかりませんが、平成9年度には厚生省の方で1日摂取量の調査を行ってございます。これは全食品中の調査でございます。これによりますと、体重が50キログラムの人で試算を行っております。

その試算内容で紹介させていただきますと、まず平均食品摂取量がございます。これは1日に人が食べる量でございますが、約2,017.4グラムを食品で摂取している量でございます。2,017.4グラムでございます。それから試算いたしますと、体重1キログラム当たりのダイオキシン類及びコプラナーPCBの摂取量につきましては、2.41ピコグラムとなっております。

そのような観点から、先日発表されました4ピコグラムより随分下回った数字でございますので、健康に影響を及ぼすとは考えられないとの厚生省の発表がございまして、このような数字も出ておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 以上で松原議員の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時18分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

2番（小山広明君） こんにちは。小山広明です。議長に御指名いただきましたので、6月議会の質

問をしていきたいと思います。

開かれた市政ということで、議会もだんだん市民の関心も高まり、きのうも私の全く知らない方が議会の日程を書いて市民に配られておるのを見ました。ほんとにこれから市民が議会に関心を持って一緒にこの泉南市をつくっていく、そういうことの1つの流れを見た思いがします。

しかし、そういう中で再三この議場でも申し上げておりますが、せっかく議員の活動を見に来られても、ほとんど前列の頭しか見えないという状態でありまして、立ち上がれば立ち上がってはだめだという注意を受ける。こういう傍聴席では、市民が本当に関心を持って議会の議論を聞きに来ても、後ろに座っておられる方の様子は全く見えないという状態でありまして。これは議員の活動の立場からいっても不公平でありますから、これはやはり議員活動の面からも、公平な社会からも、市長は財政問題もありましようけれども、やはり議会の活動の様子がよく見えるように、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。

さて、日本国憲法が大変な犠牲の中でつくられて、この憲法が世界で類のない人類の希望をもたらすものだとして評価されております。その日本国憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」とあります。

また、「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」とあります。

また、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと

決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」、このように高らかに日本国憲法の前文でうたわれております。

私たちは日本国民として、この前文を暗唱するぐらいにやはり読み込んでいく責任も、世界の人々に対してもあるのではないかということに改めて今回の質問に立つに当たって、この前文を読んで思った次第であります。

さて、そのような状況の中で、戦後明確に言われました武力を持たないという言葉と裏腹に、警察、保安隊、そして今は自衛隊と名をかえて、世界でアメリカに次ぐ、お金の面では第2位の軍事力を持つ国になっておるわけであります。

そして、これまでは、自衛隊が攻められた場合には防衛する権限があるんだということで、自衛隊の存在を何とか説明してきたわけでありましてけれども、今回の周辺事態法では、周辺、それも地理的な要件ではなしに内容によって周辺ということになりますから、世界中にその範囲が展開することは明らかであります。そして、具体的にはアメリカの戦争に日本が協力をする。自衛隊だけではなしに自治体や民間にも協力を迫るという、このような状況に今私たちは立っておるわけでありまして。

かつて私たちの国が、戦争に反対する人を非国民として批判をしてきたわけでありまして。反対しようにもできなかった時代を考えると、今私たちが何をしなければならぬのかを考えると、私たちに全く知らされておらなかったことが1つあります。私も周辺事態法の中で行動する中で、

滋賀県のある町会議員に教えられたわけでありませんが、ジュネーブ条約追加議定書というもので、これは戦争に協力しない地域、地帯を宣言すれば、その地域をいかなる理由があっても武力で攻撃しないという国際条約であるようです。今では約150の国が加盟しておるといことでありますから、国連の加盟が200近いわけでありますから、ほとんどの国が加盟しておると言ってもいいでしょう。

これはわかりやすい例でいえば、例えば赤十字マークがあるところは、たとえそこに軍人がおっても攻撃しないという国際条約があります。また、文化財や生活に大変密着した水道施設などを攻撃しないということがあるようであります。それは当然であります。そういう中で、第二次世界大戦が終わったときから、民衆の死が戦争で大変多いということの中で、民衆をいかに守るかということできてきたのがこのジュネーブ条約の第一議定書のようであります。

これは地域を単位にしておりますから、例えば泉南市が、泉南市も非核平和都市宣言をやっておりますが、このジュネーブ条約の趣旨を盛り込んだ平和条約をつくれれば、不幸にして戦争になったときでも、泉南市民は戦争に反対するということが条約を根拠に言えることにもなります。また、市長は再三戦争には反対と言っておるわけありますから、今回の周辺事態法で戦争への協力をもし求められても、条約をもとに協力できない、我が市民は戦争には協力できないということを言える根拠になります。大変重要なジュネーブ条約であります。

しかし、なぜこれが私たち日本人に知らされておらないかといえば、日本がこの条約に加盟しておらないのです。アメリカもそうです。しかし、アジアでは北朝鮮や韓国、また中国なども加盟をしておりますし、今のロシアも加盟をしております。そういうところを考えますと、本当に国際的条約、国際的約束が戦争に協力しない地域をいかなる理由があっても攻撃をしないというこのジュネーブ条約は、市民の立場からいえば大変注目すべき国際常識、条約であると思います。こういう点を踏まえて、市長の認識をお聞かせをいただ

きたいと思います。泉南市に宣言都市をもう1つ踏み込んで、平和条約をつくるつもりはないかどうかをお尋ねをしたいと思います。

次に、関西新空港についてであります。

公害のない住民合意という関西新空港の基本理念は、私は全く失われてしまったと思います。その中で2期の計画が進められています。2期はまさしく1期の中で陸上飛行がされておるわけありますけれども、陸上飛行を含めたアセスメントはなされておりません。また、住民合意の問題でも、数々の市民からの要望もほごにされ続けております。

そういう点で、この2期に対して早期実現を求める市長の立場から、いずれにしても空港は市民に大きな公害、被害をもたらすものでありますし、墜落の危険もあります。そういう点で、市民の立場から空港を推進する立場とはまた違った視点が要することは当然であります。関空の24時間空港は、これからますます現在の13万回から二十数万回という飛行になるわけありますから、この泉州が騒音、やかましくなることは当然であります。初めの理念に立ち返るなら、この静かな泉州であることをかんがみ、より環境に配慮した空港をつくるというのが原点であります。

何も現在の都会並みの騒音基準が、関空の公害騒音基準ではないはずであります。そういう点から、どれだけ配慮しても配慮し過ぎることは、私はないと思います。そういう点で市長は、この地で生まれ、生き、死んでいく多くの市民の立場に立つなら、関空は、私は公害の面からも十分気をつけてやるべき施設であると思います。

そういう点での市長の関空に対する公害の面から、また地元の共存共栄の面から、特に財政破綻を来している状況から、この問題を考えていただきたいと思います。

特に、関西新空港の2期は、1期の倍をかけてやる事業であります。1期でも採算的には全く合わない状態でありますから、採算的には、2期は私は破綻であると思います。2期の採算性について、市長はどんな考えを持っておるのかをお聞かせいただきたいと思います。

3つ目は、行政組織のあり方についてお尋ねを

いたします。

各部に分かれたこのあり方は、民間でも取り入れておるわけでありませぬけれども、大量生産システムだと私は思います。もっと泉南市は中小企業的体質を取り入れるべきではないでしょうか。中小企業の経営者といえば、すべてを掌握して機敏にその経営をやっています。都市の規模からいっても、私は市長が十分に職員を掌握できるであらうし、堺市や大阪市と比べれば、もっと違った組織形態があってもいいのではないのでしょうか。

私はこれまでも助役は要らないのではないかと、部長がおれば十分ではないかということも提案してきておりますが、そういう大胆な組織の見直しを私はすべきであると思います。そして、縦割りの部制ではなしに、事業ごとにチームを組んで、その事業がすべての業務を行い、事業が終わればまた新しい事業に入って行く。そして、現在は700人を超える職員がおるわけでありませぬけれども、これをすべてに配置するというあり方ではなしに、200人ぐらいの方を自由な職員として忙しいところに応援に行かす。また、市内に出て市民の意見を聞きに回る。川が汚れておれば川の清掃に入る。また、農地が休耕で休んでおればそこで物をつくる。海や山も生きています。そういうところを活性化するために、200人の人間を自由に使っていく、そういう大胆な行政運営、経営を私は考えてもいいのではないかと思います。すぐには、そんなことはできないかも知れませんが、そういう大胆な発想からこの現在の財政赤字も含めて、私は考えていくべきだと思いますが、市長の考えをお願いをしたいと思っております。

次に、町づくりについてであります。

泉南は恵まれた山、大地、海があります。しかし、今は汚れ放題といえますか、ほんとにこれを守るという政策がないのが実態であります。こういう大自然は、日々命を生み出しております。低コストであります。こういうものを生かした町づくりを私は基本にするべきではないかと思います。そうして、そういうものは生きる人間に安らぎを与えていきます。一大保養地としての泉南市をつくり、泉南市で自然から生み出されたものをそう

いう保養地で使っていく。

そして、りんくうタウン、環境問題から埋め立てたりんくうタウンの問題についても、地球環境問題を研究するセンターにしていくべきでありますし、そのスペースがもし狭ければ、海の方に展開するということも考えられるわけであります。しかし、それは今までのような埋め立て方式ではなしに、これからの環境問題を考えたことからのスペース展開も私は可能であると思っております。そういう町づくりを私は提案したいわけでありませぬけれども、市長のお考えをお聞かせをいただきたい。

最後に、市営住宅の払い下げの問題であります。

裁判で市は、停止条件つき契約であるという主張をされています。その中で、建設省の承認が必要だから、内意を得た上で手続に臨むことが求められていると、裁判の場で主張をされています。

しかし、これは行政の決定としては、議会に議案として出すときに、それはなされているのが常識ではないでしょうか。でなければ、議会での審議は機能しません。その後の市長も、二重地番や旧名義問題が解決されたなら必ず払い下げを行うと明言をし、払い下げできない問題がこの二重地番や旧名義であることは明確になっております。

行政が払い下げをすると言ってきた、その前からではあるが、少なくとも浅羽市政の4年と稲留市政の12年は、実際に払い下げをすということで動いてきたわけでありませぬ。これは、無視することはできないものであります。それ以外の方法を考えるなら、はるかに大きな負担と犠牲を市民に与えることとなります。

市長の建てかえの決断は、他の市民6万4,000人が市営住宅を強く求めていると言っております。そのことから、その願いを実現することも、また市長の責任ではないでしょうか。建てかえの決断の見直しをするときに私はあると思っております。払い下げの約束の承認を得る建設省に、これまでの経過を説明をし、市が約束したことを実行すべきであります。

これまで、随分入居者は苦しんでこられたと思っております。払い下げということにもし市長が決断をするならば、それこそ円満解決ということになるはずであります。また、市営住宅の建設を一日も

早く願うという多くの市民の願いもかなえることになりま。もしそういうことになれば、恐らく私はこれまでの市の行為に対して、入居者が市の責任を追及することはないと信ずるわけでありま。市長と議会がともに力を合わせて、本当に市民のために行動を起こそうではありませんか。

これまでの問題は、議会も市も含めての責任であることは言うまでもありません。そして、建設省に対して、議会も市も力を合わせて過去の経過を説明をして、円満な解決を求めていく努力をするべきであります。そのためには、市長の建てかえの決断に対しての総括、決断をしてから今日までの時間経過を踏まえて、改めてその決断を私は求めたいと思います。

裁判に任せて、第三者に任せなければ解決できない問題ではありません。裁判の結果がどのように出たとしても、この問題の解決はないわけありますから、市が約束した市自身の責任でありますので、この問題については、本当にともに汗を流して解決をし、入居者が、また市民が安心できる、そんな解決をするならば、これまでのいろいろな問題は、よき経験となってこれからの泉南市の希望になるはずであります。ぜひよろしく願いをいたします。温かい実りのある御答弁をお願いをいたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 平和政策について御答弁を申し上げます。

国際平和と安全問題につきましては、歴史が語るように、古代国家誕生以来、外敵の侵略を防ぎ、平和で安全な日常社会をいかに確保するかということは、有史以来私たちが先人たちより引き継いだ重要なテーマの1つと考えております。そのため、この平和と安全のために、全人類、全世界が今なおこの課題に絶え間ない努力を行っていることは、万人の認めるところでございます。

我が国におきましても、過去に悲しい経験をもとに、戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認と世界にも類のない平和憲法を有し、今日まで国民の平和と安全の確保に努められてきたところでございます。

しかしながら、いまだヨーロッパのコソボ紛争、インド・パキスタン問題、また、つい最近では朝鮮半島沿岸における南北両国の銃撃戦と、平和を脅かす苦慮すべき事態も勃発し、一部地域紛争のみならず国際平和まで脅かされる危機感さえ感じられ、改めて国際平和の難しさを感じるところでございます。

このような状況下、国におきましてはさまざまな憲法・平和議論を醸しつつ、国の専管事務として、去る5月24日に日米防衛協力のための指針関連法、いわゆるガイドライン関連法が可決され、成立いたしました。

一方、本市におきましては、昭和59年12月26日に非核平和都市宣言を議決されており、その宣言文を尊重し、毎年8月を非核平和月間と定め、市民の皆さんに戦争の悲惨さ、平和のとうとさについて考える機会とさせていただきますとともに、平和の集いという特別な日も設けておりまして、市民と行政が一体となった平和施策を講じているところでございます。

議員御指摘のありましたジュネーブ条約の件でございますが、これはいわゆる一般的にジュネーブ条約と言われておりますけれども、正式名称は戦争犠牲者保護条約というものでございます。御承知のように4つの条約から成っているところでございます。戦地にある軍隊の廠舎及び病舎の状態の改善に関すること、海上にある軍隊の廠舎、病舎及び難船者の状態の改善に関する2つ目の条約、捕虜の待遇に関する3つ目の条約、戦時における文民の保護に関する4つ目の条約の以上4つから成っているわけでございます。

ただ、この中の議定書にあります特別の保護を受ける地域及び地帯、いわゆる無防備地域の設定ということでございますが、この条約そのものは、本来戦時を想定されているものでございます。戦争中における一定の地域を無防備地域として指定することが——これも指定者には限定があるわけでございますが、できるということになっておりますが、いわゆる平時においてそういうようなことというのは、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

また、国の方でもこのジュネーブ条約そのもの

について、なお不十分な点があるということで加入をいたしておりませんが、今後は国の動向等を見ながら対応を見守ってまいりたいというふうに考えております。本市におきましては、先ほど申し上げた非核平和都市宣言を行っておりますので、それが一定の効果を発揮するものというふうに考えております。

また、平和というものにつきましては、なかなか黙っているだけで手に入るというものではございませんで、常に一人一人が戦争の悲惨さ、平和のとうとさを認識し、地球社会の一員として、民族の違いを超えて、お互いを認め合うことが必要であるというふうに考えておまして、今後とも市といたしましての平和施策の一層の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員の質問のうち、関空の2期の問題とこれからの行政のあり方、飛行の問題につきまして御答弁をさせていただきます。

関空の経過を見ますと、昭和46年から始めました航空審議会での検討では、地域社会の理解と協力が計画推進の前提との考え方に立って、地元各方面の意見聴取に多くの時間が充てられました。

その後、昭和56年の関西国際空港の計画案、環境影響評価案、地域整備の考え方のいわゆる3点セットに基づく地元協議などでは、これまでにない地元合意形成の手続が進められたことは、御承知のことであると思います。さらに、59年の関空会社法の成立に当たっては、衆参両院での附帯決議において、空港と地域社会の調和への配慮が強調されました。

このような経緯を受けて、関空会社は環境監視を初めとした環境保全対策や空港運営に当たり、これまでの円滑かつ着実な事業推進の前提となってきた地元との共存共栄関係を一層強めていかなければならないと強調しているところであります。

本市としても、関西国際空港の臨空都市として、各種の計画に空港とともに発展、繁栄する方針を打ち出し、新たな大阪府の財政支援策や関空からの税収増等を活用して、積極的に事業展開してま

いったところであります。その結果、都市インフラ整備が大きく前進してきたことは、万人が認めるところではないでしょうか。

目下、我が国経済の状況下、航空需要はやや落ち込んでおり、関空の便数や利用旅客数がやや停滞気味でありますけれども、中長期的には航空需要は増大すると予測され、そのためには1本の滑走路では対処できなくなり、世界の航空路網から取り残される可能性があります。平成8年12月に策定の第7次空港整備計画では、関空は最重要事業と位置づけられ、当面全体構想の段階的施工の一環として2期事業を推進することが決定済みで、既に公有水面埋め立ての諸手続が進んでおり、近々着工されるところまで至っております。

一方、飛行経路問題については、環境監視や苦情処理体制が強化される中で、解決していますことをつけ加えさせていただきます。

次に、市民ニーズを踏まえた組織のあり方についてでございますけれども、少子・高齢化、情報化、国際化等の急速な進展と地方分権確立化に伴い、今、地方自治体は大きな変革期を迎えております。

こうした中で、市民生活に直結した市行政が多様化、高度化、広域化する行政ニーズに積極的にこたえ、みずからの主体的な判断と責任で施策を選択し、より質の高い住民サービスを提供していくことが強く求められているところであります。

このような状況下、本市といたしましては、この市民ニーズに即した組織の構築が不可欠であるというふうに考えております。そのため、組織につきましては、これまでも限られた財源や社会的資源を有効に活用しながらも、市民の皆様のニーズを反映した行政サービスがよりきめ細やかに、よりスピーディーに提供できるように組織の改革に努めてまいっております。具体的には、平成10年と11年に一部、1課1係の小さい課につきましては統廃合を行いまして、柔軟に対応できるような形に取り組んでおるところでございます。

今後につきましても、近隣の状況も調査した中で、これからの市民ニーズを見据えた中、また今後の市の行政の方向づけを考えた中で、これらの機構改革につきましても取り組んでいくという方

向で進めてまいりたいというふうに考えておりません。

以上でございます。

議長(藪野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 今の組織の問題にしても町づくりにしても、具体的に取り上げて、大体市長と議論したいと思って、事前の打ち合わせは全くしていないんですね。だから、そういう点でやはり私が言ったことについて、私は組織のあり方もそういう部制やなしに、助役もなくなればいいんじゃないかと、こういう提案をしとるわけですから、それに対して市長の考えを教えてもらわないと、何かこう関係ない、後で議事録を読んだって全然質問してないことを答弁しとるみたいになるので、もしわからなければ僕も聞いとることを言いますのでね。住宅問題にしても、やっぱり市長が決断をして、時間がたって、議会も市も協力してやはり解決しなきゃいかんじゃないかと、そういう提起をしとるわけですから、市長はそれに対して、裁判にゆだねるだけではだれもが満足しないというのか、成果を受けないわけです。そういう私の考え方を提起しておるわけですから、それについて市長が——何も僕の言うてることをうんと言うてほしいと言うてるわけじゃないんですよ。そういうことに対して市長の考えを言ってもらおう、ここが議論になるわけです。何かこう事前に書いてあるような文章を読んでおるけど、全くこれ打ち合わせしてないんですよ。必要だったら、僕は打ち合わせしますとはっておりますけど。

そういう点で、壇上で私が聞いたことについて、今の閑空の問題でも、僕は2期はとも採算が合わないと思うから、市長はその点でどう考えておるんですかと聞いとるわけですから、市長なりに合うんなら合う、私もそう思うんなら思うと、こういうやりとりをするように、議長、ちゃんと配慮してください。

議長(藪野 勤君) ただいま小山議員の要望でございますが、一般質問につきましては通告制をとっております、その要旨を理事者側に対して、また議会に対して提示をいただいておりますので、これを理事者側の方にも提案し、そして答弁につ

いては十分の検討を加えるということの1つの方式をとってもおりますので、ただいまの問題につきましても、答弁者の1つのこれに対する回答でもございます。ただ、今小山議員が言われておることにつきまして、その判断がそれであるような場合は、議長としては回答注意をいたしていきたいと、このように思います。

山内事業部長。

事業部長(山内 洋君) まちづくりについて市長にということでございますが、前座として事業部長のまちづくりということ聞いていただきたい。

かつて高度経済成長の時代以降、経済効率と人口の集中に対応するため、急速な都市化が進んだ結果、全国の都市部においても、画一的な風景を持つまちが各地につくられてきておるところでございます。その間に、なおざりにされてきておりました生活のゆとりとか地域固有の歴史、文化、伝統ですね。これらの継承といった精神的な豊かさ、これらを持ったまちづくりが今求められている時代になってきたんではないかなというふうに思っております。

泉南市も国際空港の事業着手を契機としまして都市化が大変著しくなったということで、随分と都市基盤の整備が行われてまいりました。かつてきれいな空気、緑が多い、自然環境に恵まれているが、交通利便性が低いとか、まちの活力に欠けていると、こういうような批判があったわけでございますけども、住みやすさといった面では、大きく進展したんではないかなというふうに思っております。

それから、午前中松原議員から御披露がございました屋久島の自然、島全体が自然公園的な、また自然博物館的な性格を持ったということでしたが、泉南市も海にはウミガメが卵を産む、また山にはオオタカが営巣する、河口にはハクセンシオマネキがおると、こういうような自然豊かなまちでございますので、これからは人間とまた動物も含めた住みやすさの上に、さらにゆとりとか潤いを加味した自然的な空間と都市的な空間が融合した泉南らしいまち、これをつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ところでございます。

それと、住宅政策の問題でございますけども、平成7年に泉南市が政策として、3住宅については建てかえを行うという決定をしたわけでございますので、それを我々継承しておるわけでございます。現在の時点でこの政策の変更ということは考えておりませんし、また政策を変更する要因があるとは思っておりません。ところでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 議長の議事整理の時間だけは別に置いていてくださいな。

今、山内部長が市を代表して今の見解を言われたんで、前座でも本題でもないと思うんで、それが市の最終結論だと思うんで、そのことを踏まえて私は1つの議論をしたいと思うんですが、平成7年に建てかえをする、その理由がありますね、なぜ建てかえということを決断したかというので、市長は再三、6万4,000人の立場でそういう人たちが早く住宅を待っておるからだ、これが大きな理由だと思うんですね。それをやはり実現しないといけないと思うんですよ。

やっぱり7年に決断したときに、いつまでにそれを実現するかということも、当然できるかできないかも含めて判断したと思うんで、7年にその決断をしたときに、いつまでにその市民が求める住宅を建てられると、こういう段取りで建てられるということを恐らく原課でも、また市長も入れて検討されたと思うんで、それはどのような検討をされたのか、そこはお示してください。私はそういうことを考えれば、きょうまで現実にその方向性は見えてないわけですから、この決断がどうであったかを総括する時期ではないかというのを壇上で言ったわけですからね、いや、この時期はまだそこを判断する時期でないとかあるとか、それを答弁してくださいよ。議論しましょう。

議長（藪野 勤君） 山内部長。

事業部長（山内 洋君） 平成7年に住宅は払い下げを行わない、建てかえをするという判断をしたわけでございますけれども、それに当たりまして、相当古い、昭和28年、また昭和30年の建築の老朽化した住宅でございますので、この住宅をどうするかと、住環境の改善も含めまして再生

マスタープランというのをつくったわけでございます。これにはいわゆる目標としての年次はございますが、いついつまでにいわゆる建設をすると、そういうような事業プランというものは立てておらないということでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） これは公的な住宅ですから、やるとすれば府なり国なりが金を資金手当てしないといけないわけですね。計画には必ずいつまでに、これは緊急性があるところから計画を承認していくと思うんで、そういう計画の段階で、これは今の社会状況も考え、市の状況を考えたら、いつまでにやらないかんかということは、当然それは計画の中には必須条件じゃないですか。これは計画だから、計画というのは実施に結びついておるわけでしょう。それであれば、当然そういう完成年度というのは——我々は選挙のときに公約して、それが守られなければ首が飛ぶという、そういう契約関係にあるんですね、市民との関係では。あなた方も同じように約束したことについては、ちゃんとやはり実現する責任があるわけですが、そういう点で、ないというのはどういうことなんでしょうか、それは。じゃ、市民はいつまでにできると期待も何もできないんですか。新しい答弁ができるんですか、私が今指摘したことについて。できるんやったら立ってもろたらええけども、むだな議論しても困るんでね。

そういうように今日に至ってまだ実現してないだけではないし、今後やっぱり実現するめども立ってない中で、住民がやはり何らかの決着を第三者にお願いをしたというのは住民の気持ちとしてわかるけども、それは市からいえば情けないことじゃないですか。自分とこで解決する能力を持ってながら、市長には法的にも与えられとるわけですから、それを責任を持って、施策については必ず実現することも含めて、市民に、議会に示していくことが行政の基本的なスタンスじゃないですか。

そういうことも含めて、市長、きょうまでたつとるから、やはり待つ人にも早く建ててあげたい。約束をしたことは事実ですから、約束を守るという2つのことを満足する方法を議会も協力をして

市と一体になって、早くこの問題を解決しようという私の提起について、市長、そのことについて、やはり何らかの市長との議論をしたいということで私は質問しとるわけですから、ちゃんとまともに議論しましょう。どうですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 建てかえの手法については、いろいろ入居者の皆さんとも話をし、私どもも幾つかの提案をさせていただきました。しかし、残念ながらそれは受け入れられないということがありますから……（傍聴席より発言する者あり）

議長（藪野 勤君） 静粛に。

市長（向井通彦君） 一方的に入居者の方から今回裁判を提起されたということがありますから、それであれば我々は受けてるわけですから、それに対抗していくということで今おるわけでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） では、市長、もう一方の6万市民が求める新しい住宅を建てるという責任については、どのように果たしていくつもりですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は、選挙公約では公的住宅をふやしますという公約をいたしております。そのうち、もちろん市営住宅もあるんですが、府営住宅あるいはその他公団等もありましょうし、あるいは住宅供給公社等の支援にかかる部分もあると思います。農住組合なんかでは住宅供給公社等の一部参画もいただいた中で、既にでき上がっている住宅が幾つかございます。中小路もそうありますし、樽井八反もそうであります。市営については、御承知のように老人向け住宅は2棟つくりましたけども、そのほか一般住宅については、現在話し合い中のところが1軒、訴訟が3軒と、こういうことでございます。

それから、府営については、樽井は建てかえできましたけども、今度りんくうに30戸の高齢者向け住宅ができると。平成14年にはできるということがありますから、トータルとしてみれば、一定進捗はしているというふうに理解をいたしております。建てかえの場合は、どうしても入居者

の皆さんとの合意形成というのがやっぱり要るわけですから、一方的に遂行するというわけにもいきませんから、十分議論をした中で、御理解をいただいて建てかえを行うというスタンスで臨んでおります。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） この現在の市が一たん払い下げをしますということを予算にも上げ、再三やっぱりある時期の行政は、払い下げをすることを明確に約束するだけじゃなしに、そういうこと的前提で行政運営してきたわけですね。先ほど私もそこで言ったように、これは本来は上林町長時代からの懸案で、浅羽市政時代に議案として上げて、そして稲留市政時代に払い下げを行ってあるわけですね。その後も稲留市政のときには、必ず二重地番と旧名義が解決すれば払い下げをしますということで、払い下げができなかった原因がそこにあるということは、そういうところから十分伺えるわけですね。

しかし、やっぱりこの問題のことは、平島市政のときにこういう複雑なというんか、明確な約束の経過があるにもかかわらず、そういうことを担当者がその経過を知らずに計画を立てて、担当者がそうしたのは仕方がないとしても、その後の決裁過程において、ちょっと待てよと。これはそういう問題があるから、なかなか実現性はその問題が解決しない——その問題というのは、払い下げをするといった約束の整理をしないとこれは実現しないよということがもしあれば、今日のような混乱はなかったと思うんですよ。

しかし、市の方はそういう指摘に対して、いや何もなしでは説明ができないから、とにかくマスタープランなんだと、基本的なプランなんだという説明をしてくれておりますけども。基本が変わらない問題については、それはそうと思いますよ。そういう払い下げの約束をして来なかったものについてだったら、私はそれでいいと思うんですけども、これだけ長い間払い下げをすると明確に約束し、実行し、もう市が管理をするという形態から手を離れたような状態で、本当に2階建ても建つとる、増築はされとる、たばこ屋の免許も取られておるといって、そういうことが長い時間経

過の中でずっと行ってきたことを、市もそれはある意味では黙認をしてきてるわけですね。

それだけ確実な実際の動きに対して、全く違う政策——部長は政策と言ってましたけども、僕は政策じゃなしに、政策が実行された行為だと思うんですけども、そういうものを変えるのにそう簡単にはいかないのは、だれでも想像つくと思うんですね。

建てかえプランをつくるときに、国から500万の補助金をもらってるわけですね。恐らく国に対してはそういう説明はしてなかったと思うんですが、そこがやはり私も行政の立場に——行政になったことがないからわかりませんが、何や泉南市は都合の悪いことは説明せんのかいなとか——都合の悪いことだけじゃなしに、それは別に言うたかて都合悪いことはないと思うんですが、そういうやはり行政のミス、泉南市はそういうミスを犯すというレッテルを張られることが、国に対しては大変ほかの事業も考えるとしんどいから、何とかそういう建てかえの計画を強引に進めることでそういう間違いをないものにしたいと、私はそういうことが一番ネックになっってるんじゃないかなと思うんです。しかし、人間は間違いはあるものですから、やはりそういう長い経過を考えると、私も壇上で言いましたけども、やはりこれは議会も挙げての責任です。過去の議論を聞いていってもですね。

そういう点で、議会、行政が一体となって建設省に、この問題は市の財政問題から発端を起こして、あのときにはそれをしなかったら市は再建団体になるという、そういう議論の中でこの問題は起こってるわけですから、ある意味で入居者をお願いをしてこの事業を進めた経過があるんですよ、財政問題ですからね。

そういう点でこの問題は、早く解決をするためにはやはり政治力というのが要るんですよ。行政とか法律論だけではなしに政治的な判断——政治的な判断というのは、結果よし、市民が本当にそれでよしということが政治家の仕事ですから、そういうことで議会と行政が一体となって、この問題を解決することを市長、もう一遍考えたらどうですか。裁判所にゆだねるといのは情けない

話であることは1つですよ、我々が解決できるわけですから。

そういう点では、いつでも住民の要求である払い下げをすれば、それはもう取り下げるのは当たり前なんで、そういうことで道がふさがれるわけじゃなしに、建てかえという道も開かれるわけです。ただ、建設省がそれでうんと言うかどうかかが問題ですね。そのことをやはりするべき話をした方がいいんじゃないかと思うんですが、市長、そういうことにそうですなというような気持ちないですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、訴訟されてるわけですからね。訴訟というのは争いでありますから、我々はそれに対応していくということでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 争いけども、戦争でも何でも解決をするというのも、やっぱりいろんなことで解決するじゃないですか、政治的にね。それが政治家の仕事でしょう。裁判所に任すんやったら、市長の役目というのは、ある意味で放棄すると私は思いますよ。だから、そういう点でみんなよしということも世の中にはいっぱいあるわけですから、そういう点で、私はぜひもう一度この議論を踏まえてお考えをいただきたいと思います。

それでは、市長もジュネーブ条約の問題で詳しく御説明いただいて、私もこのジュネーブ条約の第一議定書というのを知らなくて、あ、こういうものがあるのかということで、市長はこれは戦時のときの条約というんか、問題だという指摘をされたんですが、まさしくこの周辺事態法が起こった場合に——しょっちゅう日本が直接侵略されるということは今のところないんですが、周辺でそういう事態が起こって、日本に関係があったときに協力を求められたら、それはある意味の戦時ですね。向こうからいえば、協力する側もすべて攻撃対象になるわけですから、そういう点で我々はそういういかなる国際紛争を解決する手段としては武力を用いないという日本の憲法と、ジュネーブ条約で戦争に協力しない地域をいかなる理由があっても攻撃しないという国際常識、国際条約を踏まえた平和条約というのを私はつくっておく

ことが、市民にとっても、また市のこれから行政をする人にとっても、平和を守る上では、私は有効な1つの平和政策だと思うのですが、その点でどうですか、市長。

何か市長の対応では、国の動向を見守りたいということですが、国は加盟してないんですね。この条約は、国を守ることに於いて民衆を守るという今までの概念を超えて、民衆自身がどう戦争から守っていかなければならないのかという問題意識の中で、地域及び地帯となつてくるんですね。だけど、それは市長も言ったように、ぼうっとしておたって平和を守られない、努力をしなければいけないという部分の1つですから、そういう点で、日本ではまだジュネーブ条約のこの第一議定書が中に入った平和条例はできてないんですよ。長崎でも広島でもかなり平和条例で基金を積む条例はできておるんですが、できてないので、もし泉南市がつくるとなれば日本で初めてのケースになるんじゃないかなと思うんですね。

これは国際条約の中にもありますけども、国に対しても早く加盟するよという呼びかけをしようという決議もあるわけですね。そういう点では、市長の平和を守ろうという言葉をやっぴりもって突りあり、市民も安心して戦争に反対することが言える根拠のために、私はこのジュネーブ条約の第一議定書というのは有効な手段だと思うんですが、市長、その面も踏まえてどうですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど壇上で読まれました日本国憲法の前文ですね。それと、私が申し上げました9条の趣旨からすれば、我が国はいわゆる平和国家、恒久平和を願っている国でありますから、基本的にその戦争への参画ということはでき得ないということだというふうに思っております。

ただ、逆に侵略をされてきた場合にどうなのかという問題は確かにあります。ですから、それは専守防衛という範囲内で自衛隊なりがあって、国を守るということになっているわけでございます。

ジュネーブ条約については、できた当時から若干不備な点があるという指摘もあるんですけども、我が国は基本的に参加していないわけですね、現在。ですから、まず国としてジュネーブ条約そ

のものに参加するのかどうかというのが1つあると思います。

それから、おっしゃったように、その中の無防備地域の問題というのがあるかというふうに思いますが、私は、泉南市の場合は非核平和都市宣言もやっておりますから、いざというときはそういう宣言を1つの市の意思として大いに外に向かって、あるいは国に向かって物を申していければいいんじゃないかという考えを持っているところでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると市長は、日本国憲法の立場に立てば、戦争しないということは明確になっておると。現在、泉南市には正しくは非核平和都市宣言があるので、もし戦争の協力を求められた場合には、それを根拠にしないということを使う、十分なものになると、そういうことを今言われたと思うんですが、それで間違いはないですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 戦争の協力と言いますとどうということなのかということになるんですが、基本的には当然平和を願っておりますし、泉南市の場合はそういう核に対する持ち込みも、もちろん三原則もありますけれども、それは泉南市としては受け入れないということでありまして、それと平和の都市宣言をやっておるわけですから、これは議会の皆さんの議会提案で成立したもんでありますから、当然市民全体の意思というふうに理解をいたしておりますから、それは大きな根拠になるというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 非核平和都市宣言であれば、核に限定されるという批判もあるんですね。やっぱり戦争そのものに反対をすると、国際紛争を解決する手段として武力を用いないという日本国憲法の中心的な概念ですね。泉南市の平和宣言によって、それがそういうことに協力しない十分な根拠になるものであると、そういうように市長は明確に言ったんで、これは言葉の揚げ足取るわけじゃないんですが、重大な前向きなすごくいい発言なんですね。これ恐らく大きな問題だと思うんで

すよ、いい意味でね。そういうことを覚悟されて
言っておるのか、言葉が滑ったのか、それはどう
なんですか。

平和宣言が日本国憲法を中心である戦争に協力
しない、戦争しないということを言える十分な担
保だというように言い切ったんで、そういうこと
を言っていたのが一番いいんですけどね。ただ、
言葉が滑っただけで、本音はただ非核だけだ
よと、核の問題だけだよと言うんであればかなり
ニュアンスが違うので、そこは明確にしておい
てもらいたいと思うんですが、後退しないよう
にぜひお願いしますね。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、国自体が恒久平和を
うたっているわけですから、そして交戦権の否認
ということをやっているわけですから、日本国
そのものが恒久平和に対して非常に積極的とい
いますか、恒久の平和を願うことを誓っている
わけですから、それに対して我々自治体、当然
憲法でありますから、法の源でありますから、
それが日本全国に及ぶというのは当然ございま
す。その中でも泉南市は、全国にかなりありま
すけども、非核平和都市宣言をやっております
から、これはもちろん非核の部分と平和の部分
とありますから、それは非常に重いものだとい
うふうに受けとめております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 何分までですか。

議長（藪野 勤君） 20分までです。

2番（小山広明君） これは本当に非核と平和と
2つの課題を盛った宣言であり、そういうこと
が日本国憲法の中に表現されている、という
ものを地方自治体で言ったものだということ
ですから、それは高く評価したいし、これは
現実に戦争があってはなりません、戦争に
なるということになれば、当然戦争に反対を
するという市民の権利も起こってくるわけ
ですね。そのときに、過去は非国民だとい
うことで逃げ回ったりして殺されたり、
いろんなことで迫害を受けとるわけですね。

そういう点で、泉南市は非核平和宣言をして
おるので、戦争に反対する権利も市民とし
ては十分あるということを議会も行政もや
はり保障してお

るんだと、そういうことでありますから、
積極的な平和に対する対応だと思います。
十分評価をしておきたいと思

それから、町づくりの問題で、私はやはり
自然というのはただ自然があるのではなしに、
そこは物を生み出しとるわけですね。ただ、
それは工業生産のように生産性が低いとい
う問題があるんですね、一面、括弧つきで
すけども。しかし、果たして生産性が低い
のかどうかというのは、長いスパンで見
るならばそうも言えない。工場はど
んどん生産性が上がるけども、一方では
公害というような問題、また地球、これ
からの未来に生きていけないんじゃないか
という不安を与えていく。そういうもの
をすべてカウントすれば、決して生産性
が低いとは言えない。そういうことか
らいえば、もっと泉南はせつかくある
大地や海から生産されるそういうもの
を十分に生かした町づくりをするべき
だと。

それは生み出されたものをやはり料理
をして食べていただいて、空気のきれいな
ところで保養していただいて、そして
もう取り返しのつかない大都会は、も
うそんな自然もないわけですから、そ
ういうところにまた帰って行って、人
間が大保養地として泉南市を位置づ
けていくということを私は提案したの
で、そういう点でもっと積極的な町
づくりをお願いをしたいと思うんです。

山内部長はオオタカとかシオマネキ
とかウミガメの話は言われましたが、
これは警告なんですよ。もう我々も
生きていけないよということを発し
とるわけですから。人間もたくさん
死んでおります。しかし、そういう
動物が少なくなれば絶滅するんだと
言って大きな公共事業をとめるよう
な時代ですから、そういう点でそれ
はどのようなシグナルかということ
を受けとめるなら、もっと自然に
対する位置づけが変わってくるん
じゃないかなと思います。

それから、組織の問題で750人
近い職員がおりるので、これが目
いっぱい部署に張りつけばかわる
わけですけども、もっとフリーな
人を200人、200人が悪ければ
150人でもいいんですが、そ
ういうフリーな職員をつくって
忙しいところにきちっと応援に
いくと。市内にも出て

行っているんな市民とのコンセンサスもやっていると。何か中小企業の社長さんみたいな——中小企業の社長というのは、現場にも出て行って、自分がやってきたわけですからどんどん指導もしていくという、そういう中小企業に学ぶ行政をしたほうがいいんじゃないかなというのを提起しとるわけですから、今のは何か少しずつ経費を少なくして行って、今のパターンを変えてないわけですから、1つを2つにしたというのはあるんだけど、そういうチーム性。ある事業、例えば総合福祉センターつくろうというたら、そのチームをつくって、それに近いことをやってきたと思うんですが、そこで全部完結してやると。

だから人間が学ぶというのは、全体的なことを学んで行政をやっていった方がいいと思うんだけど、今の行政は、私はこの責任範囲しか知りませんと、こっちは知りませんよというような行政運営は、私はやっぱり大量生産には向いとるけども、人を相手にやるような、特に介護保険が入ってくるような行政となれば、私はそういうことも大胆に考えていけば、むしろ余裕が出てくるんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、その趣旨で答弁してほしかったんですが、時間もありませんので、私の問題提起だけして終わっておきます。

議長（藪野 勤君） 以上で小山議員の質問を總結いたします。

次に、5番 大森和夫君の質問を許可いたします。大森君。

5番（大森和夫君） 日本共産党の大森和夫でございます。1999年第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。議員になり1年が過ぎました。未熟な点多々ありますが、市民が主人公の市政をつくるため頑張っておりまして、不備なところや足りないところがありましたらお許しください。

さきの一斉地方選挙では、日本共産党は大きく前進しました。前半戦で道府県議選で前回比54名、政令市議28名増、後半戦の市区町村議196名増加し、地方議員総数は4,403名で第1党という地位をさらに強化しました。今回の選挙では女性議員の進出が特徴とされていますが、当選

した女性議員の31%は共産党議員が占めております。

自民党政治と自・自・公連合の成立は、ガイドライン法——戦争法、地方分権の名による地方自治統制法や盗聴法、日の丸・君が代問題など、反動諸法案の推進、成立に反動的役割を果たしてきたと言わざるを得ません。日本共産党は、ガイドライン法——戦争法成立後も日本とアジア、世界の平和のために全力を尽くしてまいります。同時に、不況の打開と国民生活防衛のために奮闘してまいります。

以上の立場から、大綱5点の質問を行います。

JR阪和線の99年5月10日のダイヤの改正以来、紀州路快速が登場したことにより、連結車両が減られ車内が混雑しています。また、日根野駅での切り離しや連結に時間がかかるほか、乗り継ぎが悪く、長滝、新家、和泉砂川駅の利用者から、ダイヤや駅舎の施設などに不満の声が多く上がっております。市として具体的対応を考えておられるのか、お聞かせください。

大綱の2番目は、環境問題です。

市政運営方針では、ダイオキシン調査の必要性が強調されております。ことしの4月には新家、岡田地域で野焼きをやめない解体業者が逮捕されました。また、樫井川沿いには産廃業者があり、これらの周辺の住民はダイオキシンに対する不安を持っております。市内5カ所のダイオキシン調査では、市民の不安は取り除けません。小学校区ごとのダイオキシンの発生源と心配されるところでのダイオキシンの調査を求めます。市の考えをお聞かせください。同時に、新家、大苗地域での悪臭に対する対策をお聞かせください。

大綱の3番目は、情報公開条例についてです。

今通常国会では、長年の懸案であった情報公開法が成立しました。市は6月3日に泉南市情報公開条例（素案）を発表しましたが、なぜ今定例会に提案されなかったのか、その理由をお示しください。情報公開条例の素案には、知る権利と説明責任が明記されております。市が説明責任を果たすために、市民からの情報公開の請求を待つまでもなく、情報提供や公表制度を拡大、充実させることが必要であります。市の見解をお聞かせく

ださい。

大綱の4番目は、新家駅前渋滞についてお聞きします。

この解決方法として、砂川樫井線の開通を上げています。しかし、砂川樫井線の開通を見ないのに、イズミヤカーナの開店や宮の大型住宅開発など、交通渋滞を引き起こすものができてます。交通渋滞の原因になると考えられるものは、砂川樫井線の開通まで建設を待てないのか、市としての見解を伺います。99年度第1回定例会で市長は私の質問に答えて、放置自転車の即時撤去を含めて考えていかなければいけないのではないかと、というふうに答えておられますが、以後の具体策についてお示してください。

また、泉南市の都市計画に関する基本方針の都市施設の整備方針の中に、駅周辺部における安全で快適な歩行者空間を確保するために自転車等の駐輪場整備を進めるとありますが、その進捗状況をお示してください。

大綱の5番目は、下水道の進捗状況とその関連で、合併処理施設への補助を行う地域の指定はどうなっているのか、また、汚水処理施設の管理問題やつなぎ込みに関する市の考えをお示ください。

以上、大綱5点にわたって質問いたしましたが、理事者におかれましては、簡潔かつ明快な答弁をお願い申し上げまして、壇上の質問を終わらせていただきます。

議長（藪野 勤君） ただいまの大森議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目のJRのダイヤ改善等について御答弁を申し上げます。

ことし5月10日のJRのダイヤ改正につきましては、市民から反響が多く、区長連絡協議会からも改正の要望が届いているところでございます。本市といたしましても、今回のダイヤ改正について、詳しく従前のダイヤと今回の新ダイヤとを突き合わせて調査いたしましたところ、紀州路快速の新設によりまして、大阪駅へ直接乗り入れができることや新型車両の導入等よくなった面もあるものの、通勤時間帯に出ておりました天王寺方面行き砂川駅発の区間快速、また砂川発以外の区間

快速の激減によりまして、今まで区間快速を御利用いただいていた乗客が快速への乗りかえが必要になりまして、不便さを感じておられるのではないかと、というふうに認識、分析をいたしております。

こういう状態を受けまして、去る6月16日にJR西日本の和歌山支社長に対しまして、ダイヤの早期改善を要望しますとともに、高齢者、障害者に対する駅のバリアフリー化設備の整備についてあわせて要望を行いました。これには私どもと、それから砂川の駅長も一緒に行っていたいただいて、乗客の生の声も支社の方に届けていただいたわけでございます。

JRは南海と並び市民の貴重な交通手段となるものでございますので、今後とも今回のダイヤ改正の不備に対しまして、早期に是正をしていただくように強く要望してまいりたいというふうに考えておりました。私としてもすぐに今月6月16日に支社長に緊急要望をしたということでございます。

副議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の環境問題について御答弁申し上げます。

まず、1点目のダイオキシン問題についての土壌測定検査のお尋ねであったわけでございますが、これにつきましては、私ども3月議会でも御答弁申し上げておりますが、昨年大阪府が泉南市内の環境土壌中の濃度を測定してございます。この測定方法につきましては、市内5地点の採取をし、混合した後、1検体として測定を行ってございます。結果は既に御承知のとおり、グラム当たり4ピコグラムの数値が検出されてございます。その結果、本年におきましては、泉南市が独自で土壌の測定を行いたく、予算計上いたしてございます。

本市独自の検査方法につきましては、現在準備作業中でございますが、市内5地点を採取し、おのおの測定値を検出したいと、このように考えてございます。場所につきましては、昨年大阪府で実施いたしました地点を考えてございますが、何分清掃事務組合も同じような地点ですと、このように聞いてございますので、一部測定地点をずらす等の工夫をした上行っていきたく、このように考えてございますので、御理解いただきます

ようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の悪臭の問題でございますが、この件につきましては、従来より悪臭の件で本市の環境整備課の方にも若干の苦情がまいてございます。一部畜産業を長年営んでおる会社がございます。それらの関係ではなからうかということで、現在、大阪府、泉佐野市、泉南市が連携しながら行政指導を行っているところでございます。事業者側につきましても、入り口に二重カーテンを設置し、臭気対策の強化を行ったと。また、直近では消臭液散布装置の設置、カーテン式垂壁の整備等行っていると報告を受けてございます。

また、一番直近でございますが、現在整備についての計画中でございますので、それらの施設整備を遅延なく進めてもらいたく、きのうでございますが、その社長と泉佐野市の関係課長が府の環境指導室にその対応について相談に上がっていることも聞いてございます。これからにつきましても、大阪府、泉佐野市ともども行政指導に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、新家駅前での放置自転車の件でございますが、この件につきましても3月議会で御答弁申し上げましたが、いまだに新家駅前の不法駐輪が絶えることなく、歩行者等の迷惑になっておるといことが私どもの耳に入っております。何分、現環境整備課での対応につきましては、毎日歩道の不法自転車の撤去というのは若干限界がございますので、新家地区の区長会の役員さんにも御相談しているところでございます。以前から4駅のうち新家駅前が一番マナーが悪いわけでございます。特別に新家地区だけの啓発の回覧も回した事例がございます。そのような観点から、今後も若干きつい目の回覧を回していただきまして、マナーの向上に努めてもらわざるを得ないかなと、このように考えておるところでございます。

最後に、駐輪場の新設問題の質問もあつたと思っておりますが、現時点では全く新たな駐輪場の設置は考えてございません。ただ、樽井地区並びに砂川地区におきましては、開発公社の保有地がございますので、それらの有効利用の関連から、駐輪場

の移設といいましょうか、整備について現在検討を行っているところでございます。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 大森議員の質問のうち、情報公開条例について御答弁をさせていただきます。

市の情報公開条例についてでございますけれども、本市の情報公開制度については、市民参加の市政の実現を基本姿勢として考えております。市民参加の市政を実現するためには、市政に係る情報に関し、市民が適正な判断を行うため十分な情報を承知している必要があると認識をし、また市が保有する情報は、市民との共有財産と言うべき認識が必要であります。

この認識のもとに、本市では市民の知る権利と市の市民に対する説明責任を明らかにし、市民の市民のための市政を実現するため、情報公開制度が必要であるというふうに考えております。

以上の考え方をもとに、本市の情報公開条例は、市政に関する市民の知る権利を保障、市の市民に対する説明責任を果たすこと、市民生活に必要な情報を得る機会を制度的に保障すること、制度の導入により公正で効率のよい行政運営を促進することという目的を明確にして作成していききたいというふうに考えております。

情報公開制度においては、原則として情報は全面公開であります。個人に関する情報は原則公開の適用除外とし、個人のプライバシーの保護を図り、また同時に制定を予定している個人情報保護制度において、個人情報の保護を図りたいというふうに考えております。

情報公開制度と個人情報保護制度とを総合的、一体的に運用することにより、市民の基本的権利を具体化することを目指して設置していききたいというふうに考えているところでございます。今後とも関係機関と協議を精力的に行いまして、また市の制度の検討プロジェクトチームにおいての検討を重ねてまいりまして、制定に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

それと、6月議会で提案しなかったのはなぜかということでございますけれども、素案につきま

して、6月に議会の方へもお示しをさせていただいておりますし、総務委員会協議会の中でもいろいろと議論をいただいておりますので、我々としては、議会と行政が一体となって提案をして条例化するのが一番いいのではないかとこの考え方でございまして、議会の方でも協議をしていただくということになっております。そのような関係で、今回6月につきましては提案を見送らせて、次の議会を目標といたしまして、我々としては精力的に今後協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 議員御指摘の新家駅前の交通渋滞についてお答え申し上げます。

新家駅周辺は、府道が平面交差するJRの阪和線の踏切による遮断と、また市道3路線が駅前で合流するということが、通勤、通学等の乗降客並びにこれらの送迎用の車等で、特に雨の日なんか多いんですけども、朝夕のラッシュ時には交通混雑が発生しているということでございます。

このために、交通混雑解消の一環としまして、平成9年の7月に駅前の交通広場を整備いたしました。このことによりまして、一定の交通混雑の軽減に寄与していると考えております。さらに、現在事業中であります都市計画道路の市場岡田線、砂川樫井線の整備促進による府道大阪和泉南線のバイパス化を図ることで、新家駅前の通過交通の減少につながるものと考えております。さらに、地区計画といたしまして、区域内の道路の整備を順次やっておりますということでございます。

また、駅前が混雑するから開発を抑制できないかという議員の御質問でございましたが、直接的には駅前の混雑を理由といたしまして開発をやめさせるとかすることは、これはできないわけございまして、泉南市の指導要綱の中で開発については指導を行っております。駅前の交通混雑の解消につきましては、市が順次責任を持って解消に向けての事業展開をやっておるところでございます。

副議長（奥和田好吉君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 下水道の進捗状況についてお答えいたします。

本市の公共下水道事業は、昭和62年より取り組んできたところでありますが、平成10年度末の下水道普及率は約30%となっております。

下水道の基本整備方針といたしましては、府道堺阪南線から浜側の未整備区域の面整備を重点的に整備するとともに、山側についても一定の整備を進めているところであります。また、より一層の普及率の向上を図るため、平成10年度末には一丘団地の汚水を取り込むなど、大規模団地への接続を進めております。

先般より大阪府に対して要望しておりました流域下水道泉南幹線の上流部への延伸がほぼ決定的となったため、一丘団地に続き砂川・新家地区の整備促進を図っていきたくと考えておりますが、主に楠台やサングリーン等の大規模開発団地の汚水処理施設への接続を目的とした準幹線整備を進め、かなりの普及率の向上が見込めるものであります。

合併浄化槽との調整につきましては、関係部課で設置する合併浄化槽連絡調整会議の場所や行財政改革の場を通じて、下水道整備のスピードや順序、箇所について地元関係者の意見、さらには財政面や施設面など多方面の検討のもと、下水道整備の特徴を最大限発揮できるよう、計画範囲について点検、設定を行っているところでございます。

合併浄化槽の補助については、既に公共下水道の整備されている区域並びに今後7年間程度で整備を予定している区域については、適用されない状況でございます。

今後7年間程度で整備を予定している区域につきましては、大阪府が事業主体であります流域下水道の認可をもとにしてありますが、この範囲の縮小、見直しについて、既に大阪府に働きかけておりましたが、本年3月末に建設省に対し、流域下水道の認可変更を本申請したと聞いておりますので、厚生省、建設などの協議を経て、近々夏ごろには変更、認可される見込みであります。縮小、見直しの具体的な範囲につきましては、大苗代地区並びに新家中村地区の旧市街地でございます。

大規模開発団地の汚水処理施設への接続につい

てでございますが、先ほども述べましたように、流域下水道泉南幹線が上流部へ延伸することになりましたので、その整備工事の進捗に合わせ本市の公共下水道も整備してまいります。楠台やサングリーンなど大規模開発団地の汚水処理施設への接続を目的とした準幹線整備を進めるものでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

副議長（奥和田好吉君） 大森君。

5番（大森和夫君） それでは、一番初めにJR問題に関してお聞きしますけども、市長のもとにも市民の不満の声が多く寄せられて、市長もJRと交渉したいということですけども、まず6月の広報で「紀州路快速デビューで大阪が近くなりました」というふうに書かれてあるわけです。この中では、ダイヤ改正によって利便等の要望にこたえてもらえたというようなことが書かれてますけども、実際は市長も言われたように、その利便性を求めている市民の要望にはこたえていないようなダイヤの改正であったということが明らかになっています。

私たちも新家でこのダイヤ改正等を求める署名を集めましたけども、その中に幾つか要望とか意見も書いていただいたんですけども、その中には、その広報との関係でいいますと、広報の中には、通勤や通学や旅行などにJRをご利用くださいとJRを宣伝してるんですけども、署名の中で意見としましては、通勤は南海電車に変えるとか車に変える、それから旅行には絶対JRは使わんと、こういう意見もたくさん出てるわけです。

市長にお聞きしますけども、こういう実際に不便な、市民が本当に怒っているようなダイヤ改正であったにもかかわらず、広報にこんな形が出るというのはどうなんでしょうか。その後の対応もいろいろあるかと思えますけども、それに対して意見をお願いします。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 広報との関係につきましては、若干タイムラグがあるものですから、6月号に記載をしたわけなんですけども、かなり前に、実際のダイヤ改正前に砂川の駅長から紀州路快速、大阪駅まで直通のものができますという内容の大筋

のことだけ聞いておりました、それは非常に好ましいことであるわけですので、特に環状線乗かえが不要になるというようなこともありまして、便利になるというふうにお聞きをしておりましたので、そういうことを主に紀州路快速ということにスポットを当てての記事というものを書いたということでございます。

実際に5月10日のダイヤ改正によりまして、先ほども申し上げましたように、従前のダイヤと新ダイヤと一つ一つ時間帯でチェックをさせましたところ、非常に不都合な分が相当出てまいりまして、また一方、当然利用者の方からそういう御意見もあったということでございますので、駅長にもその前に我々聞いてきた話と違うじゃないかということで抗議をしますとともに、駅長もちょっとそのあたり十分事前にダイヤの詳細までなかなかつかみ切れなかったようでございます。

したがって、今回緊急にダイヤ改正を要望するという中に、我々行政が行くんですが、駅長としてもぜひ早期に改正をしてほしいという、直接社に——同じ社ですが、お願いに現地の声として言っておられましたので、そういう意味でいささかちょっと前に聞いておった部分と違う部分があって、6月号記載に対して、市民の皆様にも結果として非常に御迷惑をかけたという部分があるかというふうに思います。こういうことがございましたので、早急に対応をしてくれということで、強く要請をしたところでございます。そういう経過でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

副議長（奥和田好吉君） 大森君。

5番（大森和夫君） 広報のことに関してということですけども、広報とそれから市長の要望書も見せていただいたんですけども、気になることがありまして、まず第1が紀州路快速に対する評価ですね。新型車になるほど入ったということは、1つのよかった点かもしれませんが、このダイヤ改悪の主眼というか、なぜこれが起こったかといいますと、これはもう紀州路快速の登場によるものです。

これは何も私だけが言ってるわけではありませんが、5月19日の産経新聞の夕刊には、「阪和

線ダイヤ改正で混乱、関空行き和歌山行き 分岐点の日根野で大混雑、乗り継ぎ悪く不満の声」と、こういう題での報道の中には、明確に「JR西日本の関空快速が今日のダイヤ改正で連結車両が減らされ、車内が混雑している。関空快速に連結する紀州路快速が新たに登場したためである」というふうに書かれているわけです。

我々も共産党議員団初め、参議院議員、それから地元の区長さん初め両者含めて、JR西日本へ行きました。この中でも、一言もその紀州路快速がええという話はJR西日本から出ませんでした。これを別に否定するわけではありませんけども、今、産経新聞の記事も見ましたように、この登場によって、ダイヤの乱れ、改悪が起こったんです。そういう意味で、市長いろいろ段取られておられますけども、この紀州路快速に対する評価の認識をもう一度お聞かせしていただきたい。（そんなこと言うたら紀州の人に悪いやないか」の声あり）

もう1つ、市長の要望に対してですけども——私、紀州路快速を要望書の中とかほめる必要はないと。別にあかんとかけなすとかいう必要はないと思うんですよ。そういう必要はないけども、ほめる必要は何もない。ほめることを相手に伝えることはないということを言うてだけです。何もそれはダイヤ改正のおおもとになったことだから、そういうことをわざわざ言う必要はないということを言うてます。

それから、要望書の中で長滝駅のことが抜けてますね。兎田の方は長滝駅を使えます。議員が上げます要望決議の中では、長滝駅の駅舎の改善も要求に入れてますけども、この2点、市長の見解をお聞かせください。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は紀州路快速について一定の評価をしたというのは、確かに今回導入したわけですから、いろんな不備の点はあると思います。ただ、将来を見据えた場合、少なくとも阪和線が大阪駅まで直通に乗り入れることができたということは、私は中長期で見れば非常に大きなメリットだというふうに思っております。

御承知のように、関西線でありました大和路が

既に大阪駅まで乗り入れておりますね。それが御承知のように、阪和線の1番電車は新大阪まで乗り入れておりますけれども、それ以外全然なかったわけでありまして。天王寺どまりであったわけでありまして。環状線は非常に過密ダイヤでありますから、そこに乗り入れるというのは、ある意味では大変な作業であったというふうに思いますが、これは今を見るんじゃなくて、やはり将来長いスパンで見た場合、この阪和線が大阪駅まで直接乗り入れることができたということは、私は高く評価をしたいというふうに考えております。

もちろん、それに伴ってのしわ寄せ、不備は今回ありますが、これは当然順次改善をしていただかなければならないというふうに思いますが、その紀州路快速そのものを否定するものではないと思いますし、これに対する評価を一応しているということでございます。

それから、長滝駅の記載がないということでございますが、確かに利用客は長滝も利用されている方もおられるというふうに思いますが、駅そのものは市域外でもございますので、私の範疇ということで、和泉砂川駅と新家駅ということで要望をいたしたところでございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 利用者の不満の声が市長のもとにも行ってるんですけども、このお怒りというのは非常なものがありまして、それだけではなくて、日根野駅ではこの産経新聞の記事を見るまでもなく、大混乱して事故が起こってもおかしくないような状況だ。それから、朝のラッシュ時、今まで座れた方が座れないと。砂川は快速がとまる駅ですから、朝そこそこ早い時間に行けば、大阪まで座れて通勤できたわけですね。それが今、砂川駅に来たときにはもう満員で座れない。そういう状況がある中で、この市民の紀州路快速に対する不満の声というのは大きなものがあります。ですから、将来に対して評価される部分はあるかもしれないけれども、現段階でいえば評価を声高に言うのはどうかと思います。

この問題に関しては、市民、市長、市を挙げてやっぱりこのダイヤを改善していくために頑張っていく必要があると思います。ぜひもう一度市長

の決意を聞かせていただきたいことと、その中で、先ほど言いましたように紀州路快速の認識の問題と、利用者は少ないと言いましたけども、長滝駅のことも含めてもう一度その決意を聞かせてください。お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ダイヤ改正につきましては、皆さん方も要望されておられますし、私は実情の一番わかった、そして担当のところであり和歌山支社長に対して要望いたしましたところでございます。ですから、これは今後、駅長にも申し上げておりますが、その社内での推移等の情報をいただいて、それによって今後とも強く改善を求めていくということにいたしております。

それから、長滝駅云々ということですが、そうなれば一部岡中地域の方々も和泉鳥取を利用されてる方もおられるかもわかりません。ですから、私はやはり市内に位置する駅あるいは駅舎の改善ということで要望をいたしております。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 泉南市内でこのダイヤ改善とか駅舎に関する要望など、2,000を超える、3,000に近い署名も集まってまして、300を超える要望、提案も出てきてます。その分はコピーしてありますので、ぜひまた市長も見てくださいまして、ぜひ市民の声に耳を傾けてもらうように、特に市を挙げてこのダイヤ改善に取り組んでいくためにも頑張ってくださいと思います。

次に、ダイオキシンの調査の問題に移りたいと思いますけども、去年の私の質問に対し白谷部長の方から、野焼き等の防止に対して一定の成果が上がったというふうに、それが原因でダイオキシンの値も下がったというふうに言われましたけども、今、壇上で質問しましたように、4月には野焼きの業者、これが逮捕されて新聞報道にもなってます。決して野焼きが減ったような状況ではないんじゃないですか。3月の答弁の中で、4月にはこの業者に対して、新聞報道によりますと、数年にわたって野焼きをして、二十数回にわたって消防署の方に連絡が行ってると。そやから、3月の私の質問に答える時点では、この野焼き業者に頭を悩ましていたのではないですか。それなの

に野焼き防止に対する成果が上がっていたというのは、矛盾する答弁ではないかと思うんですけども、その点お聞かせください。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の野焼きの件につきましての質問でございますが、4月に1業者が野焼きの件で逮捕されたわけですが、3月議会で私が答弁申し上げましたが、件数は少なくなってきております。

それと、逮捕された業者の件ですが、私ども2月、3月では既にそのような情報を把握いたしてございまして、府の環境整備課とも司法の関係でございますので、これは内密に行動するというような申し合わせの後、警察がずっと動いていたような状況でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 大事なことは、野焼きをやめるという指導の効果が上がったかどうか、これを問うておるわけですから、実際は野焼きで効果が上がらなくて、その廃材を燃やしている業者がおって困っていたというのが実際なわけでしょう。野焼きの効果が上がっていたのではないのではないですか。

前回の私の質問のやつをよく読んでみますと、成果が上がったというのは、例えば指名業者であるとか、それから市の方がつかんでるそういう廃棄物の焼却炉を持った業者とか、そういう45業者か指名業者、そういう部分に野焼きとかそういうやつ徹底が行ったんで、ほかの部分はできてないという意味の答弁ではないかと思うんですけども、それなら野焼きをやめるという成果は、全市内の業者には伝わっていないということになるかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 私、御答弁申し上げましたのは、先ほど言いましたように、市内全体で野焼き件数が減ってきた効果があらわれておるということでございます。先ほど言いましたように、逮捕されるような超悪質な業者につきましては、その答弁には含んでございません。具体的

に言いますと、市内で不法に焼却しているところ
がまず50件あったと仮定しますと、それが30
ないし20に徐々に減ってきた効果があらわれて
おるといふ御答弁を申し上げたところでございま
す。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） これは5月20日の朝日新
聞ですけども、ダイオキシンに関するアンケート
をとってまして、ダイオキシン汚染の影響に関し
て大いに不安を持つというのが44%、それから
ある程度不安を持つというのが45%、アンケー
トをとった結果、あわせて89%の方がダイオキ
シンの汚染に対して今不安を持っているわけです。
これに対して、この不安を取り除くというのは、
自治体の大きな仕事だと思うんです。そういう意
味で、野焼きをしている業者、やっとう逮捕され
たような悪質な業者が新家や岡田で野焼きをし
てると、こういう地域でダイオキシン調査をし
てほしいという要望は当然上がってくる。それを
するのが市の役目だと思うんですけども、これは
どうでしょうか、お答えください。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 私ども土壌のダイ
オキシン調査につきましては、環境庁が定めてご
ざいます土壌調査暫定マニュアルによりまして調
査を行ってございます。これにつきましては、特
定の発生源を想定せず、市内の一般的な大気か
らの降下物の影響をモニタリングすることになっ
てございまして、悪質業者が不法な燃焼をする
ごとに調査する考えはございません。

先ほど御答弁申し上げました5地点での測定で
ございますが、先ほど申し上げました暫定マニ
ュアルからいきますと、十二分の調査地点とい
うことになってございますので、御理解いた
だきますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 泉南市においては、今ダイ
オキシンの調査の結果はちょっと落ちついて
ますけど、2年前の大気の調査では環境庁の指
針を超える値が出ましたし、それから今言いま
したような野焼き業者が捕まると、悪質な業
者が捕まる。

これは新聞報道に出るような記事でもあり
ます。それから、新家では産廃業者がありま
して、ここは前回も言いましたけども、産廃
業者でありながら食料品関係を取り扱うとい
うことで、ダイオキシンの調査報告がないと。

そういう意味でいえば、何か事件があればそ
こ必ず調査せよというふうに言うてはな
いんです。基礎はせめて小学校区ぐらいの
ところで調査ができないかと。今、5カ所
予定してまして。これを11カ所ぐらいに
できないかということなんですよね。そう
なれば市民の不安も取り除けるのでは
ないかというふうに思っています。市長
も市政方針の中で、ダイオキシンの調査
のことも言うておられますので、ぜひ小
学校区単位、そういう発生源の心配とか
されるところは、ちょっと思い切った—
それでも2カ所か3カ所ふえるぐら
いだと思うんで、そういう調査が
できないのかどうか、検討できないの
かどうか、ちょっと市長の方からお
答えをお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今年度5カ所
予定しておりまして、そのうち1カ所
は清掃事務組合でやりますから、実
質6カ所できるということですね。こ
れは経過がありますので、以前大阪府
の方で5カ所調査をやっていたいて、
それが5カ所とったものを1つに混
合してやったということございま
して、いわゆる平均値しか出ていな
いと。したがって、それぞれの場所
で所用のサンプルをとって、その場
所でいくらかというのがわかるよう
にしてくれと、こういう要請があ
ったというふうに思っております。
ですから、今回その府でやった混
合した5カ所をそれぞれ独立した場
所で我々やるということにしたわけ
でございます。それで問題がなけれ
ば、それは一定判断ができるとい
うふうに考えております。

御指摘あったそれ以外のところとい
うのは、その5カ所の一定調査結果
が出て、まず問題がないとなった以
降、それではその他のいわゆる空白
になっているような地域に対して、
どう対応していくかということだ
というふうに思いますので、今年
度は5カ所プラス1カ所—5カ所
というのは1カ所清掃でやります
から、実質6カ所というこ

とでやりたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 昨年からずうっとせめて小学校区単位のダイオキシンの調査を要求してるんですけども、5カ所で問題なければまたふやしていくということですけども、継続的な調査が必要でありますし、このダイオキシンの調査というのは、1日のうちその時間で値も変わってくるというものですから、頻度が非常に大事だと思うんです。一度高い値が出てそれ以降ないというのは、たまたまそのときに高いもんが出たというのではないと。これは白谷部長が民生か何かの会議でたまたま出たんじゃないかということで、ひどいおしかりを受けたということ言われてますけどね。

そういう意味では、引き続きダイオキシンの今の国民の不安の声も、89%の方が大いに不安というアンケート調査も出てますので、自治体として市民の不安を取り除くという立場で、ぜひたくさん取り組んでもらうように再度要望して、情報公開の質問に移りたいと思います。

みずから市政参加の市政をつくるために情報公開が大事であるということには、もちろん大賛成でありますけども、壇上での質問でもいいましたけども、市としての説明責任という立場からいいまして、市民からの情報公開請求をまつまでもなく、市の情報なんかを広く市民に伝えていくということが大事だと思います。そういう意味で、情報公開をまつまでもなく、今でも市民や議員からいろんな情報に対する質問があれば、丁寧に答える、説明責任を果たす必要があると思いますけども、この点に関してはいかがお考えでしょうか。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、議会の方からも情報の請求があればということでございますけれども、現実には議会の皆さん方から資料提供ということの中で、市の情報についてはオープンにはさせていただいているのではないかなというふうに考えておりますし、市の公表しなきゃならない情報につきましては、今後必要なもんについては、当然市民の皆さん方に広報等で周知はしてまいるつもりでございますし、今回提案をいたしてあり

ます条例について、成立いたしました暁には、基本的には原則公開でございますから、その辺の周知方も事務を行うという考え方でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） ですから、今でも資料請求という形で出ている資料に関しては、必ず公文書、それから情報を必ず出すようにしてもらおうということをもう一度確認ときます。

それと、今議会に情報公開条例案が提案されませんでしたけども、よりよいものをつくっていく上で、時間ができて、それはそれなりのことが議会とも協力していいもんができればいいなというふうに思いますけども、佐野なんかでは、情報公開条例の提案ですけども、あんなんが広報に出て市民のたくさんの声を聞くと。まさに情報公開条例の精神である市民に市政に参加してもらおうということが実現してると思うんですけども、そのような、例えば広報の中に情報公開条例の素案を発表して市民の皆さんの声を聞くとか、そういうふうな考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほどの質問でございますけれども、我々この情報公開条例の素案をつくるに当たりまして、はっきり申しまして、そういう市民の声を聞いてということをしてるところもでございます。現実には、我々の場合は時間がなかったというのもこれは大きな1つの理由でございますけれども、そういう状況の中で、やはり全然市民の意見を聞かないということではなしに、今回の素案の中にお示しをいたしておりますように、今後引き続き市民からそのような意見を聞いていくということも必要でありますから、泉南市の情報公開、個人情報保護制度運営審議会ですが、こういうものもつくって、運営の中で逐次意見を聞いていって、正すべきところは将来的にも正していくという考え方で運営をしてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 市民の声が多く反映できるような形をぜひ考えていただきたいと思います。

それと、時間もありませんので、新家の駅前の

ことについてお聞きしますけども、盛んに新家の住民のマナーが悪いというような指摘を受けたような気がするんですけども、市長の答弁を引きましたけども、私の質問に答えまして、放置自転車の即時撤去を含め考えていかなければいけないのではないかというふうに考えなければならぬと思ってるというふうに答えてはる。回りくどいけども、これは放置自転車の即時撤去を含めて考えなければならぬという答弁だと思うんですけども、これに対してもうちょっと真摯なというか、意見をちょっと——こう市長がお答えになっているのに、何も無いということではどうかと思いますけども、それこそ住民のマナーもこういうことを答弁した市の側のマナーも問われると思いますので、ぜひちょっとお答えください。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の新家駅前不法自転車の再度の質問でございますが、これらの対応につきましては、議員既に御承知のとおり自転車等の駐車秩序に関する条例に基づきまして私ども業務を行っておるわけでございますが、この規則にのっとりまして、私ども不法駐輪につきましては、まず警告票をつけに回ります。その後3日が経過した後撤去できると、このようにうたわれておりました、それに基づいて不法自転車の撤去を実施しているようなところでございます。

なお、条例では、著しく危険防止等のため必要と認めるときは、直ちに撤去、移動することができるという項目もございますので、まず、新家地区の住民の方にはこのような方法もあるということをご認識していただくため、また新家だけの広報等で回覧していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 新家の駅前がいいですと、市長がお答えになっていますのは、条例のいわゆる公権力の行使ということは、必要最小限にしないといけないというふうに思いますけども、しかしそれ以上に迷惑をかけていることであれば即時撤去も含めて考えたいと思いますということで、ですから言うてるわけです。駐車場の方はどうなんだと。駐輪場をつくってみてはどうなんだとい

うことも提案してるわけです。

これは何も思いつきで言うてるのではなくて、この言いました都市計画に関する基本方針の中に入ってるわけですね。駐輪場をふやしていくと、そういうような形で、この中に何も市民のマナーをもっともっと高めていこうとなってるということは1つも書いてませんからね。駐輪場をつくっていいこうというふうなことを書いてるんです。ですから、そういう意味でも、新家でいえば、駅より山側の和歌山側の駐輪場というのは不足してるのではないかと思います。これはもっと具体的に、市長のこういう前向きな答弁もあるんですから、期待に添うようにお互いに住民も市民もマナーを守るという立場で、ぜひ実現していただきたいと思っております。

それから、下水道ですけども、結局新家の柳谷川橋周辺まで延びていくにもかかわらず、その近くを通る大苗代や中村地区は下水が通らないということで、市民の方はごっつい不便に感じると。不便というか、何でうちは通らないのかという、そういう不満の声が起こってくると思いますけども、それに対してどのようにお考えになっておりますでしょうか。

議長（藪野 勤君） 時間ですので簡潔に答弁をお願いします。竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

先ほど御答弁申し上げましたように、泉南幹線ですが、1.4キロ延伸してもらいます。そのときと同時に、3月に大阪府に対して合併浄化槽の補助金を出せるようにという形で見直しもしております。その見直しが先ほどもお答えしましたように、建設省と厚生省が今話をしておりまして、夏ごろには補助金がもらえるようになるのではないかと、かように思っておりますので、その補助金に対応して整備というんですか、個人でもらうんですけども、補助金をもらってやってもらいたいと、かように思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（藪野 勤君） 以上で大森議員の質問を結びたいします。

3時50分まで休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時52分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

14番（成田政彦君） 本日最後の質問になりますので、理事者の方にはよろしく願います。日本共産党泉南市会議員の成田政彦です。

さて、今国会は自民党、自由党、公明党が協力する中で、戦争法と言われる日米防衛協力の指針ガイドライン関連法案を成立させました。これはアメリカ軍がアジア太平洋地域で軍事行動したとき、自衛隊が兵たん任務で直接戦争に参加するばかりか、日本国内のすべての空港、鉄道、港湾、地方自治体など、そして一般国民まで巻き込む危険きわまりない戦争協力法であります。これに賛成した政党は、今後国民より厳しい批判を受けるのは必至であります。

さらに、憲法で保障された通信の自由を踏みこじる通信傍受法も、日本共産党、民主党、社会民主党が反対する中で、衆議院で強行採決されました。このことも許されることではありません。また、国会が17日で最終日になったにもかかわらず、自民党、自由党、公明党は盗聴法を初めとする悪法を通すために大幅会期延長を強行しました。

しかも、11日には、政府は日の丸、君が代を国旗、国歌とする法律を強行提出しました。政府は法案提出に当たって、君が代の君は象徴天皇とする見解を打ち出しましたが、結局、これは戦前の天皇が統治する色合いを現憲法の色合いで修正しただけで、天皇中心の国をたたえた立場から日の丸、君が代を国民に押しつけるものです。

日本共産党は、国旗、国歌の民主的解決は広く国民的討論と合意、そして日の丸と君が代は主権在民の原則と侵略戦争の反省から賛成できないことを明らかにしています。

いずれにせよ、大幅延長国会では、盗聴法——通信傍受法、日の丸・君が代法、そして国民の参政権を奪う衆議院の定数削減など、悪法がメジロ押しです。これらの法案の性格については、朝日新聞の23日の記事の中で、日本の民主主義にとって岐路ともなると述べているように、どうして

も通してはならない法案です。日本共産党は、このような日本国民より通信の自由を奪い、国民の参政権を狭め、国民の思想、信条まで強制するような悪法に対しては、国会内外、広く保守、革新を問わず大同団結で呼びかけ、廃案に向けて闘う決意であります。

さて、私は市民こそ主人公の立場から、大綱5点にわたって質問してまいります。

大綱第1点は、市内巡回バスの運営についてであります。

南海バス鳴滝線は、一丘団地を初め地域住民の短期間とはいえ1,700名以上の休止反対の署名を無視して、5月10日に廃止されました。しかも、何ら代替手段のないまま、少数とはいえ高齢者、学生を初めとする通勤・通学者の移動の自由が奪われたことは、一丘団地を初め地域住民にとっては極めてショッキングなことであります。とりわけ泉南市が地域の住民の足の確保の政策を何ら持っていないことは、今後南海バスが赤字経営を理由に市内のバス路線を廃止したとき、市民の日常生活に重大な影響を与えることは必至であります。

バス事業の不振は、走行環境の悪化が大きな原因とも言えます。高い運賃、1日に何本も来ない、停留所が不便など常時利用できない、そして市民のバス離れが進む。このような中で、多くの市町村では、代替バスをやむなく走らせる、これが状況であります。全国では圧倒的にこのようなコミュニティバスがふえている現状であります。泉南市もしかりであります。高齢化社会を迎えて、福祉、環境、まちづくりの視点から巡回バス、コミュニティバスの必要性は、ますます求められます。

そこでお伺いしますが、市として巡回バスの運行についてはどのように考えられているか、お伺いしたいと思います。

大綱第2点目は、同和教育についてであります。

97年3月に特別法が廃止され、同和教育を終結し、一般行政へと移行が現実な課題となっており、同和教育自身も特別な教育から当たり前の教育に移行すべきであります。

今日、部落問題についての客観的事実は、物質的、社会的、精神的なあらゆる側面から解決に向

かって大きく前進しており、部落内外の垣根を取り払って国民的な融合を遂げていくことがいよいよ大きく求められています。このことは同時に、部落問題の解決の展望として、部落内外の物質的、社会的格差の解消とともに、部落内外のすべての国民が、封建的身分制の残滓である部落そのものを問題にしなくなり、部落内外の一切の垣根を取り外すことであります。この方向は、同和行政や同和教育はもちろん、部落解放運動そのものが将来は不必要になってくる展望を持っているものであります。それとは逆の方向に行っておるのが、今日の泉南市の置かれている同和教育の実態であります。教育基本法第10条「教育行政」では、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し責任を負って行われるべきものである。」。教育諸条件の整備確立として、教育内容に干渉してはならない。条件整備を任務としている、と明記しております。実態はどうでしょうか。

平成10年泉南市教育委員会発行の「泉南市の教育」では、同和教育として1から6の方針なるものを掲げ、全く事実関係も示さず、差別は今日においてもなお完全に解消されない。拡大再生産されている。同和地域の住民は低位に置かれているとか、すべての市民はみずからの課題として知らなければならない。さらに、部落の完全解放のため、自主的、組織的活動に対して助成を図るなど、ここには部落問題を解消していく方向としては見えず、今後なお続いていくものと見る基本的認識の誤りがあります。

さらに、部落解放同盟運動の影響を受けた教育方針であります。同和教育イコール解放教育として、誤った目標を子供たちに持ち込む。これは有害性以外の何物でもない教育方針を打ち出しております。本来、教育委員会がこのような方針を出すこと自体、教育に対する不当な支配であり、教育基本法に反対するものであります。

そこでお伺いしますが、教育委員会は部落差別解決に無縁な同和教育について、廃止するとともに、その実践部隊となっている同和教育課、そして市同和教育研究協議会の廃止、補助金の打ち切り及び同和教育に関する研修について実施しない。さらに、同和加配も廃止して今日非行問題などを

抱えている教育困難校こそ教師を再配置することが必要と思われるが、答弁を求めます。

大綱第3点は、人権問題についてであります。

人権啓発に名を借りた意識調査についてであります。市民の中に差別意識があるかどうかを調査するというのは、同和問題の責任を市民の側に転嫁するものであります。このような人権無視の調査は中止すべきものであります。今、意識調査はどのようになっておるか、お伺いしたいと思います。

大綱第4点は、環境問題についてであります。

一般家庭ごみとして回収できない道路、河川などの不法投棄のごみに対して、どのような対応をされておるのか、お伺いしたいと思います。

大綱5点目は、道路行政についてであります。

市道における街灯の設置、安全対策、雑草刈り、ごみの清掃など管理面についてどのように対応されているのか、お伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（藪野 勤君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 成田議員の御質問のうちの巡回バス問題について、御答弁を申し上げます。

市内循環バスにつきましては、現在、本市で運行しております福祉巡回バス及び保健センターのバスとの関連も含めまして、総合的に検討する必要があるというふうに考えております。そのため、現在、近隣各市で走らしておりますバス運行等についての資料収集を命じております。

今後とも、泉南市のバス問題につきましては、既設路線バス等との関係もございまして、今後どうあるべきかということも含めまして、また最近の近隣の運行状況も踏まえて、総合的に検討を重ねてまいりたいと考えているところでございまして、既にそのあたりの資料収集に努めているところでございまして、それらをもとに、検討をしましてまいりたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 吉野教育指導部参与。

教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）

成田議員質問の第1点目、同和教育あるいは同和教育課の廃止並びに同和教育の研修の廃止について御答弁申し上げます。

同和教育の目指すものは、申し上げるまでもなく学校におけるあらゆる教育活動を通して、幼児、児童・生徒がその発達段階に応じて人権及び人権問題に関する正しい理解、認識を深め、主体的な思考力、判断力を養い、みずからの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人間関係や人権感覚を持って行動する民主的な人間を育成することです。

さて、同和問題に関する現状認識ですが、国においては、御承知のとおり平成8年に地対協意見具申が出されております。その基本認識の部分を見ますと、「同和問題は多くの人々の努力によって解決に向かって進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。今後とも国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力しなければならない」とうたわれております。

また、今後の重点施策の方向の部分では、「差別意識解消のために教育、啓発の果たす役割は極めて大きく、これまでのさまざまな手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は、解消に向かって進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない」。さらに、今後の教育、啓発の方向性にかかわりまして、「差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人々の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として、再構築すべきと考えられる」と示されております。

同年の府答申におきましても、同様な認識が示されております。本市教育委員会といたしましても、国・府の答申を踏まえ、施策の積極的な推進に努めてるところでございます。

したがいまして、同和教育課の廃止、あるいは人権教育に係る教職員の研修の廃止につきましては、見解を異にするものでございます。もちろん、研修会の企画、実施に当たりましては、公教育の場であるとの原則を踏まえるとともに、自主性、

主体性を尊重し、内容、手法等の改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、同和加配の廃止についてですが、御承知のとおり同和加配というのは、基本的には国・府の施策であります。この同和加配が置かれた第一の歴史的な根拠というのは、同和对策審議会答申に明記されておりますように、いわゆる同和地区児童・生徒の学力の向上を図るといふ、そのための教員配分について特別な配慮をすることということが同対審答申に明記され、それを受けていわゆる特別措置法並びに今日の地対財特法におきまして、国・府の施策として所要の措置がされているものであります。

今後の方向につきましては、先ほど述べました地対協意見具申にも述べられておりますが、生活環境の改善、つまりハード面については、環境整備がおおむね完了し、着実な成果を上げ、格差は大きく改善されたと。しかしながら、高等学校あるいは大学などについては、なお格差が存在している分野が見られると。同様の認識が府答申においても示されております。

そういう認識のもとに、国・府の施策として同和加配が措置されているものでありまして、本市教育委員会といたしましても、本市地区を有する学校の子供たちの学力や進路の保障を目指すため、同和加配の有効、適切な活用を図ってまいってきておりますし、今後も図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、研究団体の廃止についてですが、御指摘のように同和教育にかかわる研究団体ということで、泉南市同和教育研究協議会というのが置かれておりますが、この研究団体はあくまでも市内の保育所、幼稚園、小・中学校の教職員、保育士を会員とする組織でございます。所定の会則を持ち総会、運営等適正な機関運営によって活動内容や活動方針が決定され、同和教育に、あるいは人権教育にかかわる取り組みを進めておる団体でございますので、先ほどの現状認識ともかわり、また組織の改廃については、第一義的には当該機関によって、もちろん教育委員会の責任や判断はございますが、第一義的には当該機関の中において、自主的に組織の改廃等については決

められるものだというふうに理解いたしております。

以上のとおりでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） 実態調査の目的と方向性、今後の件につきまして御答弁を申し上げます。

地区実態調査の目的、必要性については、本市におきましては、同和問題の早期解決を市の重要課題の1つと位置づけ、必要施策の積極的な推進に努めてまいりました。その結果、同和地区の生活、環境等の改善は大きく進み、登録事業も完遂を見ております。今般の調査は、同和事業を行う場合の1つのデータとして、新しい方向でその解決に向かって進むための1つの指針として取りまとめをするものでございます。

これは本市の人権条例の中でも明記されていることでございますから、我々といたしましては、これを十分に分析し、誤りのない同和事業の指針をつくってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の環境問題について御答弁申し上げます。

本市におきましては、花と緑につつまれた美しいまちづくりを願って、環境美化を推進するためABC委員会を設置して、その委員会にクリーン作戦チームを組織し、まちの清掃や美化運動を年2回、春と秋に全市一斉に行っております。

たくさんの市民の参加を得まして、この運動が既に11年経過いたしておりますが、いまだに1本ぐらいという軽い気持ちで、ポイ捨てをする人が後を絶たないのが現状でございます。私どもとしましては、すべての人にごみは持ち帰るという感覚を持っていただきたいと思っております。そのため、不法投棄の啓発、さらには空き缶等のポイ捨て禁止のマナープレートを設置し啓発等を行っており、今後ともABC委員会を通じ、環境美化に努めてまいりたいと思っておりますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。
事業部長（山内 洋君） 議員御質問の5点目の道路の維持管理についてお答え申し上げます。

現在、本市におきます市道の路線数は339路線ございまして、総延長で約170キロメートルもございまして、また、市道の認定路線以外の旧来の里道とかもございまして、通勤通学路として地域住民の生活道路となっておるところでございます。

これらの道路の維持管理についてでございますが、まず清掃です。清掃につきましては、主要幹線において路面とか側溝、また側溝升等の道路の清掃を年1回行っておるところでございます。道路側溝につきましては、土砂の堆積状況を見きわめまして、適宜行っておるところでございます。

次に、道路の維持管理でございますけれども、道路のり面の草刈りについては、成長度合いを見きわめまして、これも適宜行っておるということでございます。街路樹につきましては、道路交通に支障のある部分については剪定を行っております。

これらとあわせて、日常の道路点検等に業務を充実させる等、また危険箇所の早期発見、改善等に今後とも十分に努めていきたいと考えております。

〔成田政彦君「議長、答弁ないで。人権の質問についての答弁」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） 進捗状況について御説明を申し上げたいと思いますが、資料をちょっと今持っておりませんので、直ちに持ってまいりまして、御報告を後でさせていただきますと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 人権について私が質問したのは、進捗状況ばかりでなく、どういう状況になっとなるかということをお伺いしたいと思います。これは後で答え聞きますわ。

それでは再質問したいと思います。

まず、最初にバスの問題なんですけど、一丘団地の南海バス、いわゆる鳴滝線が残念ながら5月

10日に廃止されました。市民の方は、あんなことは初めてなもので、非常にショッキングで、少なくとも高齢者の方、通学者の方、確かに南海から切り捨てられたけど、何名——あるいは五、六名の方が通っておったんです。こういう人たちに対して何ら代替手段もないまま切り捨てたということは、僕は先ほど質問したんですけど、泉南市における交通政策のいわゆる貧困さ、このことを非常に物語っておるのではないかと思います。

このことについて南海バスは、市長も知っておると思うんですけど、今度運輸省の運輸政策審議会の自動車交通部は、4月9日、路線バスの業界の大幅規制緩和案を答申したと。これによりますと、2001年度からの規制緩和で撤退は原則的自由になると。そして、バス会社が採算性の低い路線から撤退する可能性が強くなったと。この答申も無責任なんですけどね。この答申がどういうことを言うのかというと、撤退するから地方自治体にその負担をかぶせると、こういう無責任なことを言うてるんですけど、実態として南海バスは、泉南市におけるバス路線はすべて赤字であると、だから廃止するというので、ことしは一応鳴滝線を除いて、あとは一応1年継続ぐらいで残したんですけど、2001年にはひょっとしたらすべてのバス路線を廃止すると。

南海バスは、ことしの9月にいわゆるもうかる路線は本社で抱えて、もうからない路線は分社化、何か岸和田以降に会社をつくって採算性を、コストをさらに小さくして、そういう扱いをするということになりますので、このままでいくと泉南市の3つのバス路線は廃止になる可能性もあると。

2001年というと、さっき市長の答弁ですと、今検討しとると言うんですけど、これは検討するというより何か目の前にコミュニティバスの必要性が今後出てくるんじゃないかと私は思うんですけど、その点を1つお伺いしたいのと同時に、現在、福祉バスというのが泉南市は行っておるんですけど、これは読まれたと思うんですけど、4月19日の朝日新聞で、「小さなバス、格安快走中」ということで、熊取町のバスのことが写真に載っております。

私はこの間行ってきまして、熊取の循環バス——

ここにありんですけどね。乗りました。このバスはコースが4コースありまして、大体1日に5便、11往復でバスは2台という運営をしております。地図がここにありんですけど、泉南市より熊取は小さいんですけど、かなりきめ細かな運営を行っております。この間聞いたところによりますと、南海バスといわゆる走行が一緒になるんじゃないかということを僕が質問しましたら、それは時間を置いて、南海バスのとまる時間とコミュニティバスがとまる時間を調整しているから、この間私が乗りましたら、南海バス停があるところと同じところを時間差で、熊取の役場を発着したら南海バスのバス停のあるところもとまるということで、かなり濃密な地域コミュニティバスというのを熊取はつくっていらっしゃると。大体これ3,000万と言われたんです。

僕は9時27分から9時40分までの熊取町役場を出て、熊取の総合体育館——ひまわりやね。あそこへ行って巡回バスに乗ったんですけど、大体お年寄りが11人乗りました。ほとんど高齢者なんですけどね。そういう点を見ると、あれは平日ですけど、かなり頻繁に使われているということで、かなりヒットな——最初、町の当局は乗る人があるのかどうかと大変心配したそうなんですけど、非常に喜ばれておると、こういう結果が出てます。

もう1つは、泉佐野のコミュニティバスですね。これは市内の一番中心街を走っておるんですけど、これについては、熊取と違って小さい地域は走ってなくて、いわゆる官公庁を走っておるバスということを言われまして、熊取のバスに比べたらちょっと不便があると、こういう結果が出てました。

市として、市長が今前端的に答弁されたんですけど、具体的に、私はこの福祉バスというのが今出てるんですけど、この福祉バスを1つは毎日——福祉バスはA、B、C、Dの4コースあるんですけど、これを毎日1つは運行させる必要があるんじゃないかと。熊取に比べたら泉南市はかなり大きいまちだし、やっぱり1台のバスでは無理であろうという点で、2台程度走らしたらかなり便利になるんじゃないかと。

特に、岡田地域、新家地域、砂川地域、雄信地域など、樽井と砂川はバスが走っておるんですけ

ど、あとはバス路線がないということで、その地域を走らせるなど、バス路線が廃止になるとかそういうことは別として、積極的にバス路線のない空白の地域にバスを走らせるべきではないかと思うんですけど、その点はどのように考えられているか、お伺いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今、福祉バスの御質問がございました。現在、あいぴあを御利用いただくのに福祉バスを運行させているわけでございます。そして、現在、議員御指摘のように1週間に4コースありまして、それをAコースでありましたら月、木といった形、これについては一丘、岡田方面を走らせております。

そして、当初この福祉バスを運行するときには、これはあくまでも老人の方に御利用していただくということで、往復大体50分ぐらいの運行時間を設定して、この運行路線コースを設定したという経緯がございます。我々としては、これはあくまでも福祉バスという形で、あいぴあの老人の方でありますとか身障の方、そういった方に御利用していただくという目的をもって、この福祉バスを今運行しているということで御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私はもう福祉バスとコミュニティバスの2台も、福祉バスを走らしてコミュニティバスも走らすというのは、これは財政的にむだでありますので、これは熊取みたいに福祉巡回バスということで、一般の地域も走るし役所も走るし、そういうバスの形態にもう変えるべきだと思うんです。

泉南市の福祉バスの場合は、今、週2回で運行の数を見ますと、大体平成10年度で1年間、例えばAコース、一丘と岡田のコースを見ますと、4月から3月で96日走って3,217名という人数が出ておるんです。もちろんこれは少ない回数ですからこうなるんですけど、この間熊取の循環バスを見ますと、4月の1カ月で2,257名です。ということで泉南市の年間の分を大体1カ月でお客さんを巡回バスで運んでおるといふ、こういうふうにかなり便利になるということで、やはり今

度の南海の鳴滝線の場合も、結局バス停が少ない、それから本数が少ない、そういう悪循環で結局人が乗らなかったということを考えると、やはり福祉バスもこれ以上は恐らく伸びないと私は思うんです。これをさらに市民の皆さんにとって便利にするために、福祉バスを巡回バスに衣がえして、バス停留所をふやすとか、それから運行回数をふやすとかと、これは今、福祉バスが走っておりますから、そんなに難しいことではないと私は思うんです。そういう点で、改善すべきことは改善して、早急にすべきではないかと私は思うんです。

それから、現在の福祉バスの問題なんですけど、これは全国的に有名な武蔵野市の例で、ムーバスというのがあるんです。ムーバスというコミュニティバスが走っておりますけど、これはテレビでも紹介されたんですけど、非常に研究されておって、人間が歩く距離というのはせいぜい300メートルから400メートルやと。それから、コミュニティバスというのは、高齢者の歩行距離を考慮して既存のバスのバス停間隔を短くしたり、きめ細かいサービスを提供すると。それから、バス交通の空白、不便地域の解消、高齢者や幼児連れの人の買い物や病院などの交通手段を確保し、抵抗なく利用できるシステム。それで、最後には地域内のゾーンバスとして、地域の道路網や環境に対応した事業採算性の高いシステム、こういうことも言うところなんですけど。

具体的にこういう提案をされるところなんですけど、現在の福祉バスの距離、例えば岡田地域でも北野とか各字に1つですわね。これはかなり改善しなきゃならないんですけど、具体的にさっき市長が言われたんですけど、こういうムーブバスとか例えば熊取のバス、こういうものを入れて研究されて、時期は南海バスの2001年の廃止の問題があるんですが、そういう時期までにはこういうのが必要と思われるんですけど、その点具体的なものはどうなっておるんでしょうか、中身の検討は。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） さっき披瀝ありました泉佐野は、もう既に相当前に情報を入手いたしております。それから、熊取は今年度からですかね、行っておりますので、その情報収集に努めておりま

す。

それから、御指摘ありました武蔵野市のムーバスですけれども、これは有料なんですね。一律100円でございますが、これについては、私も相当以前から情報を入手いたしまして研究をいたしております。武蔵野市はことしですかね、黒転したと。いわゆる黒字転換したというふうにもお聞きいたしております。

ですから、いろんな形態、有料にするのか無料にするのか、あるいは福祉バスとコミュニティバスとを併走させるのか、もう1つにまとめるのかと、いろいろ議論をしないといけないというふうに思っておりますので、いずれおっしゃるように巡回バスというのは必要な時期が来るというふうに思っておりますので、その準備に努めているということございまして、御指摘いただいた情報は私自身もつかんでおります。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 何分までですか。

議長（藪野 勤君） 52分。

14番（成田政彦君） それでは、市長に最後に、それやったら都市計画に関する基本方針で将来のバスのことを書いてるんですけど、もっと具体的に、これは訂正してほしいと思います。もっと具体的に、それやったら市民の方も非常にわかりやすくなると思います。

それと、もう1つは2001年と南海バスの——バス路線が原則自由化になるんですけど、僕は大変そのことを心配しております。だから、少なくとも2001年までには導入できるような計画を立ててほしいと思います。

次に、同和教育について質問したいと思います。

同和加配の問題なんですけど、同和加配については、先ほど学力の問題のことを言われたんですけど、歴史的に言いますと、これは不就学と長欠の問題、これが30年前の同和教育の最大の課題でありました。その時代的歴史を通じて、同和加配がいわゆる一般教育を補完する教育として行われたんですけど、今日、同和加配というのは、もう既にその時代の使命を終えています。

その点で、私ども日本共産党議員団は、同和教育課に対して同和教育加配を要求する各市町村、

各指定校のいわゆる同和加配の理由、なぜ同和加配の人数を要求するのか、その資料を請求したんですけど、原課はそれをがんとして首を振って提出されなかったんですけど、これは情報公開の時代になって、それほどこのことが知られることによって何か恐れられたことがあったのか、そういう内容なのか、または拒否してあるのか。私はその点について、同和加配の資料をなぜ公開されなかったのか、それをまず1つお伺いしたいと思います。

それから、もう1つ、ことし同和教育課は泉南市研究学園委嘱制度というのをつくりまして、各校長にこれに応募するように通知を出しておると思うんですけど、それについては応募があったのかどうかのことをお伺いしたいです。

それから、もう1つは、先ほど私が言いました泉南市の教育の問題で、「わだち」の中でたしか吉野同和教育課長は、このわだちの問題は教育委員会は直接携わってはいないと。それは各校園の方で自主的に行われてるもんだと言われたんです。これはそんなことはなくて、研究補助金も出ております。

しかも、今日の泉南市の同和教育における最大の根幹である——どこに根幹があるかということ、明らかに泉南市の、先ほど私が指摘したんですけど、平成10年度の泉南市の教育方針の中で、本来教育委員会というのは、教育基本法での条件整備が中心なんですけど、同和教育の方針なるものを掲げて、6つの項目を挙げて、こういうのが出ております。

これに基づいて「わだち」の47号、泉南市同和研究協議会というのが出ておると思うんです。例えば1998年3月号の47号の7番にということが書いてあるかということ、「すなわち人の生き方の問題と言えます。ですから、部落問題学習はすべての校・園・所で、またすべての教育活動の中で行われていく必要があります。被差別部落やそこに住む人々の思いや願いに出会うことなく、部落問題を語ることはできません」、そういうことをこの文章は言うております。

こうなると、さっき言われたんですけど、子供たちに発達段階に応じて感性豊かに植えつける、

そういう教育をすると言うんですけど、私は5歳の幼児からいわゆる抽象概念を持ってない、まだそこまで認識が発達のない小学生、そして抽象概念をやっとわかるような中学生に対して、具体的に部落差別をなくすための教育をするということは——さらに人の生き方の問題ということを書いてます。

そうすると、4歳の児童、幼稚園児に生き方を教えるんですか。そして、10歳の小学校の児童にも生き方の問題を教えるんですか。人の生き方というのは、高校生以上であつたら抽象概念はわかりますので、それは自分の生き方がわかります。将来政治家になろうとか、将来医者になろうとか、それはわかると思います。

しかし、部落差別の本質の問題について、4歳の児童、10歳の児童にこれがわかりますか。人の生き方ということ教えると。これはもう注入という偏向教育ですけどね。こういうことが果たして正しいかどうか。今日このことがすべての小・中学校で行われておる。これは今日の問題だと思ふんです。だから、私は教育委員会のこういう基本方針は、まず撤廃するべきだと思います。

「現在なお根柢よく温存されている融和主義や同情主義のような表面的・現象的な認識を排除しなければならぬ」と、これは教育委員会が言うことでなく、運動団体が言うことですよ。わかりますか。

それから、5番目には、「同和教育の推進は、指導者の理解と情熱に負うところが大きいことにかんがみ、部落の解放に対する正しい認識と信念を持った熱意ある指導者の育成」。公教育において運動団体の指導者を育成すると、これはどういうことですか。これは特定団体の思想そのものを注入するということですね。だから、基本方針なんかつくるのが間違っとなるでしょう。まず、そのことについて、これは撤廃すべきであるし、「わだち」そのものも、すべての小・中学校に網の目を張らして同和教育を徹底すると、このこと自体が子供たちの思想、信条、発達化をゆがめることに私はなると思ふんですけど、その点はどうでしょうか。さっきの同和加配の資料をなぜ出さないか、それも明らかにしてください。

議長（藪野 勤君） 吉野教育指導部参与。

教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）

1点目のかつて昭和40年代にあった長欠・不就学が基本的になくなった今日、同和加配というのはまず使命を終えているのではないかという御指摘であつたと思ふんですが、その点につきましては、確にかつてあつた経済的理由を主な理由にした長欠、不就学というのは、今日基本的には解消されたというふうに私も理解しております。

したがいまして、今日同和加配の主要な目的、活用というのは、高校段階での進学率の格差、あるいは大学等におけるさらに大きな進学の格差、この格差をどう埋めるのかという問題が1つございます。同時に、中学校・高校へと進路をつないでいくには、やはり小学校は小学校段階でさまざまな生活を追いながら、子供たちは学校に来るわけで、中にはいわゆる経済的理由による不就学というんですか、欠席がちということではなくて、さまざまな生活のリズムだとか、あるいは生活習慣だとか、そういったことに起因して、きちっと定時に学校に来れないという子供も現実にいることは事実でありまして、同和加配の活用の1つとして、そういった子供に対しては、家庭連携も含めてきめ細かな指導をいたしておるといふ同和加配の活用の1つの方向性もあると。

それから、同和加配の配置につきましては、先ほど申し上げましたように本市の施策ということではございませんので、大阪府において最終的には配置の決定がなされるわけでありまして、例年各学校の方から、学校の中で子供たちの生活や学力の実態、あるいはどういった取り組みを組織してるのか、あるいは今後一人一人の課題を持った子供たちの学力や進路を保障するには、今以上にどういった取り組みが必要なのかということにつきまして、これまでの加配の活用の総括や点検を交えて校内で論議をいただいて、来年度はぜひともこの子をこうしたい、ああしたいと、そのためにはこういう教育活動が必要だということのを要望書として学校の方で取りまとめをいただきまして、私どもの方を經由して大阪府教育委員会の方へ御提示するということです。

そういうことでございますので、学校から出さ

れました要望書をそのままお渡しするということにつきましては、あくまでも学校の方で取りまとめた文書でございますので、お願いしたいということで、なおかつ、というばかりもいかなので、それぞれ参考の要望書の対応を私ども教育委員会の方で取りまとめをして、学校の要望書にかわる資料としておおむね概要が把握できるものをお渡ししたところでございます。

それから、いわゆる生き方を教えるという部分にかかわってですけども、生き方というのは、それぞれの発達、例えば幼稚園の子供たちが人権を大事にする、自尊感情を大事にする、他者を大事にする生き方をするには、幼稚園では幼稚園の就学前の内容の中に、友だちとのかかわり、親とのかかわりの中で、遊びや生活を通してその就学前に応じた内容で生き方というものを具体的に体験をしたり、かかわりを持たしたりということですから、いわゆる人権を大事にしていく生き方をそれぞれの発達段階の内容を押さえて、それは取り組まれているものであるというふうに理解をいたしております。

それから、最後に指導者の育成でございますが、これは当然のこととして、何事についてもその教育課題、解決すべき課題について、熱意ある取り組みというのは必要でございますので、何人も人権問題だけがということじゃなくて、私どもは同和問題を初めとする人権問題をいわゆる熱意をもって取り組む指導者の育成を図ることが、ひいては子供たちの教育内容、教育実践へかえていくものというふうに理解をいたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

〔成田政彦君「ちょっと議事進行。こっちに先しゃべらして」と呼ぶ〕

教育指導部長（西坂恭明君） 先ほどの御質問の中での研究委嘱について御答弁申し上げたいと思います。（成田政彦君「もうええて。もういいわ」と呼ぶ）いや誤解を招いたらいけませんので聞いてください。

先ほど同和教育課主催の研究委嘱ということと言われたんですけども、教育委員会といたしましては、2002年に向けた教育課題を解決するた

めに、指導課の方で担当して研究委嘱を拡大したと。このことにつきましても長年以前から事業をしていたものでありまして、ことし拡大したということで指導課の方で対応しております。よろしくお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、同和加配については1つ指摘しておきます。現在の鳴一、鳴二の状況を見ますと、鳴一は生徒109名に対して21名、信達小学校は772名に対して教師が34名、鳴二は153名に対して教師は17名、泉中は生徒580に対して教師が43名、信中は783名に対して教師が41名。今日の非行問題の、学校から生徒、子供が離れるとか、学級崩壊とか、時代の流れは大きく変わっております。だから、同和加配の制度、特別に同和加配ということをする事自体が今日の問題をさらに大きくしています。信中であろうと一丘中学であろうと、今日の問題というの大きな問題を抱えております。だから、そういう点では同和加配というのは、もう1つの時代を終わっておるんです。国がやるとかそういう問題ではないですよ、これ。現場からどうするかということです。

それから、もう1つ、さきの泉南市研究学園委嘱制度実施要綱なんですけど、これの研究指定校になったら小学校では1校当たり——何ですか、これ。幼稚園15万円、小学校30万円、中学校は40万円の補助金を出すと云うとるでしょう。これはとんでもないことですよ。今日、ことしの需用費の小学校の金額幾らか知ってますか。500名近くの生徒がいる一丘小学校では、年間106万円しかないですよ。各小学校は大変ですよ、消耗品がなくて。それなのに、同和教育に対しては特別にこういうお金を捻出、金の金づちでも振ったら出てくるか知らないんですけど、これこそまさに特別教育でしょう。こんなことは教育以前の問題や。理解できない、そういうことが。そういうことだけ特別にするということ自体が。全く理解できない。

それから、最後に1つ、市営住宅には狭山事件という看板がつけられておるんですけど、これはどういう理由で看板をつけたのか。

それから、もう1つ、差別につながる身元調査はしない、させるな、許さないとあるんですけど、南海電鉄に乗ってたら、狭山事件という看板が運動場にもかかっただけなんですけど、あれはどういうことですか。意識させない、身元調査させない、電車毎日通るんですよ、あそこ。この地域は同和地域であることを実態として知らせることでしょう。

運動団体であれ行政であれ、旧身分を暴くことは、これ差別なんや、これは。決してそういうことをしてはならないねん、看板張ってここは明らかに同和地域ということは。こんなことが許されますか。直ちに外すべきですよ。これは皆さん、26号線に乗って樫井のところに今までその看板が立ってました。しかし、今は立ってませんよ。これは運動団体が運動して、おかしいと、こんなの。皆さん気づいとるかどうか、今は一般的な人権のスローガンなんですわ。これは佐野ではもう取りました。その点で、この看板撤去をなさいよ、こんな旧身分、地域を暴くような看板は。これは差別ですよ。答弁を求めます、看板撤去の。看板撤去をするかどうか、ちょっと市長、最後に言うて。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 意見としては承っておきます。

〔成田政彦君「佐野は取ったんやで」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 先ほどの研究委嘱事業につきまして再度御答弁申し上げたいと思いますが、これは2002年に向けた学校教育での課題解決のための事業でございます。環境問題、授業改革、あるいは学校づくりにつきましても、すべて人を大事にするということからすれば、人権ということになるのではないかとこのように考えておりますし、教育改革に関するアンケート調査というのがこの本に出ておりますが、この中の項目の中で、「今日のさまざまな教育課題に対応するため、とりわけ重要であるとあなたが思われることは何ですか」という質問に対して、保護者の方が人権尊重の心を育てること、これが34.2%でございます。また、教職員のアンケートの中で

は、これが44.1%ということでございます。また、「いじめや少年犯罪の凶悪化など、生命の軽視や他人の人格を否定するような行動が多く見られます。このような状況に対応するため、あなたはどうすればよいと思いますか」という質問に対しまして、学校における生命や人権尊重を育てる心を大切にするとというのが、保護者の意見としても49.5%、教職員では43.9%ということでございます。こういう課題解決に向けた取り組みということで御理解いただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 吉野課長、例の同和加配の問題、教育委員会を通じて大阪府に行くということは、もう公文書ですから、当然情報公開すべきもんですよ。そんなもの公開すべきですよ。それはどうですか。

それから最後に、人権、人権と言うけど、同和問題が人権の上にすべて乗っ取るんですか。全く性質の違う女性問題、民族問題、ごっちゃにしてはいけませんよ。明らかに歴史的に違うもんをごっちゃにしたらいかんですよ。同和問題がすべて上に立つんですか。同和問題が序列があるんですか。差別に序列があるんですか。いいかげんな答弁すんなよ。同和加配を最後に。

議長（藪野 勤君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明25日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明25日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時52分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 小 山 広 明

大阪府泉南市議会議員 辻 彌 一 郎